

令和7年色麻町議会定例会3月会議会議録（第2号）

令和7年3月5日（水曜日）午前10時03分開会

出席議員 13名

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
3番	佐藤忍君	4番	佐藤忍君
5番	相原和洋君	6番	河野諭君
7番	西村義隆君	8番	小川一男君
9番	今野公勇君	10番	中山哲君
11番	山田康雄君	12番	白井幸吉君
13番	天野秀実君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

8番 小川一男君 9番 今野公勇君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	鶴谷康君
総務課長	高橋正彦君
企画財政課長	今野稔君
町民生活課長	渡邊勝男君
会計管理者兼税務会計課長兼総合徴収対策室長	今野尚佳君
農林課長	浅野裕君
地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	菅原伸一郎君
建設水道課長	高橋秀悦君
保健福祉課長補佐兼地域包括支援センター次長	浅野葉子君
子育て支援課長	今野健君
教育長	千葉律之君

教育総務課長兼学校給食 センター所長	今野和則君
生涯学習課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山田誠一君
農業委員会事務局長	山崎長寿君
代表監査委員	早坂仁一君

---

職務のため議場に参加した者の職指名

議会事務局長	遠藤洋君
書記	大泉信也君

---

議事日程 第2号

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

---

午前10時03分 開会

○議長（天野秀実君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に参加した者、議会事務局長及び書記であります。

次に、町長の施政方針説明に対する一般質問の通告がありました。通告者は10番中山哲議員1名で、通告件数は1か件であります。通告書の写しは議員各位のお手元に配付しております。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（天野秀実君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、8番小川一男議員、9番今野公勇議員の両議員を指名いたします。

## 日程第2 一般質問

○議長（天野秀実君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

最初に、6番河野 諭議員の一般質問を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。河野 諭議員。

〔6番 河野 諭君 登壇〕

○6番（河野 諭君） 改めまして、おはようございます。

それでは、3月会議、トップバッターとしてなんですが、質問の前にですね、昨日も町長、少し触れておりましたが、大船渡市が山火事で大規模に火災が広がっております。今日、明日と雨と雪なので、火がですね、大分、落ち着くんじゃないのかなというふうに思いますが、一日も早く火が収まっていればなというふうに願うばかりであります。各自治体、支援の動きも出ておりますので、本町としてもですね、町でできる支援を検討していただければなというふうに思います。

それでは、気炎万丈のごとくですね、大綱1点、ふるさと納税について質問をさせていただきます。

本町の自主財源につながる大事な事業だと思います。そして、これからほとんどの自治体では人口減少や施設の老朽化で財源不足が懸念されます。その問題の解決につながる提案もしながら質問をしていきます。

ふるさと納税は地域の活性化につなげる狙いで平成20年にスタートし、新たな税収は自治体の財政基盤を強化し、地域の産業を活性化させています。本町もですね、平成28年11月からふるさと納税に力を入れてきました。職員の方もですね、返礼品の数を増やしたり、インターネットサイトの業者との契約を増やしたりと努力をしていると思います。

そして、本町のこれまでの納税額は、大体1,000万円から1,800万円前後だと思います。まだまだですね、私は伸び代はあると思いますし、最後にその提案もしていきますが、まずもって今年度の納税額と件数をお聞きします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 河野 諭議員の質問に答えたいと思います。

ふるさと納税関係ということでの質問であったようですので、まず、今年度のふるさと納税の状況でありますけれども、令和7年1月31日時点で納税額が1,781万7,000円、返礼品の件数は928件ということになっております。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 令和7年度1月31日時点で、総額の納税額は今のところ1,781万7,000円ということですので、今年度、令和6年度、うまくいけば今までで最高の納税額になるのではないのかなと思いますので、そこはですね、期待をしていきたいなというふうに思います。

納税額のアップする提案等々は最後のほうで行いたいと思いますが、返礼品の一つ一つの納税額と件数について、詳細に答弁をお願いいたします。

○議長（天野秀実君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

令和7年1月31日時点での納税額とその件数ということでございますので、寄附額の多い順にですね、申し上げさせていただきたいというふうに思います。

まず、1つ目、金のいぶき発芽玄米パックごはん24個入り、これが379件で793万5,000円。同じく36個入りのものが153件、476万1,000円。同じく12個入りのものが213件で247万3,000円。まず、この時点でですね、ほぼ約8割を超える寄附金額になります。次に、えごま油100グラム3本、36件、54万円。ひとめぼれパックごはん12個入り2セット、これが22件で40万2,000円。えごま油170グラム掛ける4本、13件、こちらが39万円と。ひとめぼれパックごはん12個入り3セット、これが12件で31万3,000円。同じく、ひとめぼれパックご飯12個入りの1セット、18件、18万9,000円。とまとケチャップ380グラム3個、30件、18万9,000円。同じく、とまとケチャップ6個、12件、13万9,000円。木工パソコン台かっぺいくん押印付き、これが6件、7万円。かっぺのゆ短時間入浴券4枚、8件、6万4,000円。えごま油100グラム2本、これが6件、6万3,000円。かっぺまんじゅう15個、これが6件、4万6,000円。レース編み、縦30センチ、横140センチのものが1件、4万円。小松牧場さんのミルクジェラート6個、これが3件、3万7,000円。かっぺのふる里米（ひとめぼれ）精米10キロ、これが2件、3万6,000円。それから、レース編み、縦19センチ、横75センチ、こちらが1件で3万円。かっぺのふる里米（ひとめぼれ）精米5キロ、これが2件、2万2,000円。焙煎えごま油・焙煎えごま粉末セット、こちらが2件、2万円。かっぺのゆ1日入浴券2枚、こちらが1件、8,000円。P a y P a y商品券2,100円分、1件、7,000円。P a y P a y商品券1,500円分、1件、5,000円。

このほかですね、返礼品を希望しないという選択も可能でございまして、いわゆる純粋な寄附として、そのほか3万8,000円の寄附をいただいております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 今、課長からですね、詳細な説明、答弁をいただきました。

本町の納税額のほとんどがですね、先ほど課長が言っておりました、金のいぶきのパックごはん、これが8割を占めていると。

そうした中で、エゴマ関係もですね、トータルしますと100万円以上の納税額となっ

ていることで、これも大変本町にとってはいいことだなと思いますし、エゴマ関係、もつとですね、知名度等々アップできる提案等々も最後のほうでしていきたいなというふうに思います。また、私が提案しましたかっぱのゆの入浴券関係もですね、計算しますと7万2,000円の納税額というふうになっておりまして、私もほんのちょっとした微力ではありますが、本町の納税額に貢献していることはいえなく思います。

また、こういった提案等々はですね、後半のほうでしていきたいなというふうに思いますが、今年度、新たに加わった返礼品はあるのか、お聞きします。

○議長（天野秀実君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

今年度につきましては、JA加美よつばのトマトと玉ねぎのソースを新たな返礼品として追加いたしております。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 今年度はJA加美よつばさんのトマトと玉ねぎのソースが新たに加わったということで、担当課としてもですね、しっかり返礼品の開発といいますか、しっかりと提案等々行ってですね、納税額アップにつながってるなというふうに思います。

また、来年度ですね、4月以降、新たな返礼品の考えとか案がもし今の段階であればお聞きします。

○議長（天野秀実君） 地域振興課長。

○地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

現時点ではですね、来年度、新たな返礼品として追加をする予定の返礼品は、現時点ではございません。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 現時点では新たな返礼品の考えとか案はないということにして、やはり本町で新たな返礼品を増やしていくというのは、なかなか簡単ではありませんが、ぜひ、そこは何とか知恵を絞ってですね、担当課としてもここは頑張っていただきたいなと思いますし、私もその返礼品等々の案があれば、これからも提案をしていきたいというふうに思っております。

ここからはですね、ふるさと納税、いわゆる自主財源がアップする提案をしていきたいというふうに思っております。

2019年にできた基準で共通返礼品というのが可能になりました。例えば、茨城県では、茨城といえば親善友好都市の牛久市さんがいますので、牛久市さんにいろいろ確認を取りました。あくまでも分かりやすく説明をすると、これ、県が旗揚げをして44全ての自治体、市町村で返礼品を出し合い、共通返礼品として設定して自治体同士で協力をして自主財源アップにつなげていきませんか、と、県が旗揚げをして声をかけたそうです。そして、全ての自治体、市町村がこれを了解したそうでもあります。要するに、他の自治体の返礼品を活用できるのが、この2019年にできた基準であります。

牛久市さんの例を挙げると、牛久市さんの地ビールを共通返礼品として使っていいですよと提供して、分かりやすく言うと、その代わりに他の自治体の肉類、果実類、果実類というのは梨とブドウを使わせてもらっていると言っていました。この手法で、今現在、牛久市さんの納税額8億円だそうなんです、これがですね、この手法で何億円とどんとアップしたと言っておりました。茨城県の行っているやり方は、これはですね、ものすごい可能性がある手法だと思っております。

また、宮城県内では、加美町、塩竈市、七ヶ浜町で連携をして、定期便という形で1回目は塩竈市のサーモン、2回目は加美町のお米、3回目は七ヶ浜町の牛タンという形で定期便型の共通返礼品を設定しています。

共通返礼品というのはいろいろなやり方がありますので、工夫次第でいろんなバージョンができます。この共通返礼品は、地場産品の少ない自治体を助ける目的でできた制度でもありますし、本町にとってですね、これは本町だけでなく宮城県全体にとってメリットしかないと思いますが、この手法を取り入れる考えはないのか、お聞きします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 先ほど答弁の中でもありましたけれども、現在、隣の加美町とは、これを連携してのトマトと玉ねぎのソース、あるいは、とまとケチャップ、これを本町でも利用させていただいているということはありません。

今、いろいろ提案いただきましたその点については、やはり検討しながらですね、あくまでもこのふるさと納税の場合は、返礼品が魅力なんですね。ですので、少し検討しながら、今言ったような思いはありますので、できるだけ本町にあってもこのふるさと納税がより多く集まる方法といいますか、それを検討はしたいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 町長はですね、答弁の中で、加美町さんとは共通返礼品で連携をしているという答弁もいただきました。あくまでも共通返礼品の1つの手法でとまとケチャップとトマトと玉ねぎのソースというのを共通返礼品としていると。あくまでも共通返礼品の中の1つの手法にすぎないということで、自治体同士での連携というのは、さらに可能にこれはなってきます。

町長はですね、前向きなのかどうなのか分かりませんが、検討をしていきたいというような話ですが、もちろん検討は大事なんです、町長はよく議会でも、お金がないという答弁をしております。どっかの挨拶でも、たしかお金がないから皆さんの知恵を貸していただきたいというような挨拶をしているのを私は目の前で聞いておるのを言いますと、検討しますとか言ってる場合では私はないだろうと。できるのに検討するのは大事なんですけどね。

大事なのは決断と実行でありまして、牛久市さんのというか、茨城県でやってる取組、これはさっきも言いましたが県が旗揚げをしたと。そして、44全ての市町村がこれを了解したと。納税額が全体的に、牛久市さんだけではなくて、茨城県としてどんと増えると。これは、やはり町長がしっかりリーダーシップを発揮してですね、県に、村井知

事なのか、担当課なのか、ちょっとそこはあれですが、しっかりと県のほうに茨城県でやってる取組をぜひ宮城県でもやりたいと。これが宮城県全体の自治体の納税額がアップするから、ぜひこれを県が旗揚げをしてほしいと。町長、ぜひこれは加美郡圏出の高橋県議と一緒に要望していくべきではないでしょうか。お聞きします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 言われていることについては、私も理解をしております。

当然、本町としても、冒頭申し上げたとおり、ふるさと納税については、やっぱりもっと本町へ協力してもらえるようにしていきたいということについては同じ考えでありますので、この共通返礼品ということについては、要するに相手がいるわけでありますので、相手自治体もありますので、それも含めて検討しなくちゃならないということですね。

それから、県に対しては、相談を申し上げてみたいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 今、町長の答弁の中で、県のほうに相談を申し上げたいという答弁をいただきましたので、やはりこれは正直、早い段階で、令和7年度の早い段階で要望といいますか、相談をして、町長が宮城県全体の自主財源をアップする提案を県にしていけば、色麻町がですね、こういった納税額関係、引っ張っていくような、注目を浴びることにもなりますので、ぜひ色麻町の町長としてですね、県を動かすように、ここは私は頑張っていたきたいなというふうに思います。

これが色麻町にとってですね、これがうまくいったら納税額が牛久市さんのように何億円と伸びるかもしれませんし、茨城県では何十億円と伸びている自治体もありますので、ものすごい可能性がある共通返礼品の手法でありますので、検討は大事なんですけども、まず、こんないい私も提案をしておりますので、しっかりと決断と実行してですね、町長として私は頑張っていたきたいなと思います。

さらにですね、提案をしますが、総務省に確認を取りましたが、共通返礼品、県を越えて連携はできないんですかとちょっと確認を取ったんですが、可能ですねと言っておりました。宮城県の色麻町と茨城県の牛久市は交流があるんですが、共通返礼品の連携はできますかということ、再度、確認を取りましたら、可能ですねと総務省が言っておりました。本町にとっても牛久市さんにとっても大変メリットが私はあると思いますし、さらによい関係ができると思いますが、ぜひ牛久市さんにもですね、ふるさと納税でタッグを組みませんかという要請をしていくべきだと思いますが、それについて町長の考えをお聞きします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 多分、可能だということだから、できるでしょう。ただ、状況、内容によっては、思いどおりのようにいかどうかは別として、相談することについては、やってみることについてはやぶさかではございません。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） まずは牛久市さんに相談をしてですね、もし可能であればこういった連携、県を越えた連携というのは、総務省に確認を取ったら、過去はあったようですが、今現在は県を越えた連携をやっている自治体はないということです、これがうまくいけば日本で唯一だという自治体になりますので、ぜひ牛久市さんともですね、前向きに進めていただければなというふうに私は思います。

このふるさと納税ですね、まだまだ本町にとっても伸ばせる可能性というのは十分、私はあると思っておりますし、不可能なことを可能にいくためには、私は町長のリーダーシップが一番大事だと思いますが、ふるさと納税について、最後に町長の熱意といいますか、意気込みをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは繰り返しになりますけれども、ふるさと納税で応援してもらおうというのは、大変ありがたい話ではあります。確かに県内の自治体を見ますと、相当、額の開きがございます。本町はずっと多分、下だと思っておりますけれども、そういうことから言って、共通の返礼品ということで、このことについてプラス効果がもし本町にあるとするならば、そのことについては真剣に捉えていきたいというふうに思いますので、熱意があるかどうかという熱意はございますので、結果を別として、いろいろできる範囲の中で相談するなりお願いするなりしていきたいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 町長から熱意はありますということですので、しっかり町長としてリーダーシップを発揮してですね、頑張ってくださいなというふうに思いますし、私もこれからもですね、執行部とは、対決ではなくて、問題の解決のためにですね、議論をしていきたいなというふうに思いますし、ふるさと納税や自主財源に関してはですね、議会執行部が知恵を出し合ってですね、何とかいい案を出して色麻町発展のためにですね、また、宮城県の自治体を引っ張っていけるような自治体になれるようにですね、議会、執行部が両輪となってね、これは頑張っていきましょう。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（天野秀実君） 以上で、6番河野 諭議員の一般質問が終わりました。

次に、2番高森すみえ議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。高森すみえ議員。

〔2番 高森すみえ君 登壇〕

○2番（高森すみえ君） 2番高森すみえです。

議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

私たちの町にも行政の取組とか様々な情報を町民に届けるためのツールがいろいろありますけれども、色麻の広報紙、それから、議会だより、そして有線放送が挙げられますが、それ以外に町民に情報を届ける媒体として使っているシステムはありますか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 高森すみえ議員の問いに回答を申し上げたいと思います。

有線放送以外の町民に情報を届ける方法ということでもありますけれども、本町では、町民に対して行政の取組や様々な情報を届けるために、広報紙や議会だより、あるいは有線放送に加えて、ホームページがございます。

ホームページでは、最新の行政情報やイベント情報、各種案内などを掲載しており、いつでもアクセスして必要な情報を見ることができます。

また、災害情報、あるいは有害鳥獣の情報、防犯情報など、早急な周知を求められる情報については、有線放送と併せて、登録メールでいち早く情報発信を行っております。

さらに、インスタグラムを活用し、町のイベント情報や本町の人、風景を配信し、関係人口の創出に活用している状況でございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 広報紙とか議会だよりに加えまして、ホームページ、登録メール、そしてインスタグラムなど、いろいろなもので情報発信をされているようで、ホームページなんかは、本当に詳しいことが、行政に関するあらゆることが載っております、すごく調べ物をする上で役立っております。そのほかにも、やっぱり広報紙とか議会だよりなんかバックナンバーも全部そろってるのですごく、後のことをいろいろ見るのに便利だなんて感じておりました。議会のこういった中継なんかもされておまして、後でも見返すことができますので、自分の勉強にもなってとてもありがたく思っております。

ホームページのほかにおっしゃられました登録メールですけれども、こちらに関しては、今どのくらいの町民の方が登録されておりますか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

現在ですね、登録メールの登録者数は、432件でございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 432件ということでした。町民の人口が6,000人ぐらいですので、ちょっと登録メールに関しては少ないかなって印象を受けますけれども、この登録メールの中で、緊急のものだけということになっておりますけれども、ほかにいろんなことを加えて発信するっていうことは、お考えにはなっているのでしょうか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） まずは、この登録メールに関しましては、なかなか登録者数が増えないというようにお話をいただきました。昨年度の3月末から今年度中には54件ほど増えております。

それですね、まず、登録メールの使用方法でございますが、登録メールの配信容量というのがありまして、それですね、自然災害等による被害情報及び避難情報、有害鳥獣等による被害情報、防犯等に有用な情報、その他緊急を要する事項ということで、

一応この4項目に絞って、今、配信するという事になっておりますので、高森議員がおっしゃいましたように、まだそれ以外の情報を発信するという事は、今現在では考えておりません。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） はい、分かりました。

確かにどこかにいるとき、外出してるときなどにこういった緊急の登録メールや何かで通知が来るっていうのは、とても大事なことでありがたいことだと思いますので、とてもよいシステムだと思いますが、残念ながら登録者数がとても少ないということで、こちらのほうは、今後ともこういう、今のような場でもお話をいろいろ、ご答弁をいただきましたので、多くの方がお聞きになっていると思います。なので、そういった重要性というものを認識していただいて、登録数が増えればいいなと思います。

そのほかインスタグラムや何かも活用されているようですが、私も、インスタグラムでよく町のイベント、そうしたものを見て楽しませていただいております。町だけではなくて、お住まいの方とか、町外の方でも色麻町のそうしたいろいろな取組を画像とかに撮ってインスタで発信してくれているので、すごくありがたいことで、外に町の情報、いろいろなことを発信するにはこういったインスタなんかのSNSっていうのは、すごく価値のあるものだなと思って見ておりました。ぜひいろいろな場でそうしたものを活用していただけたらと思います。

今日の一般質問の主題というか、それが、有線放送の活用と今後の情報発信のあり方についてというものでした。これから有線放送について少し質問をしていきたいと思っております。

まず、今、色麻町で使っております有線放送について伺います。現在の有線放送の活用状況を教えてください。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

現在の有線放送の活用状況ということでございますが、本町の有線放送施設は、一般行政情報、災害情報等をより迅速かつ的確に伝達し、町民の安全安心を確保するとともに、生活の安定と福祉の向上を図るための施設と位置づけております。そのため、放送できる内容は、災害情報、行政情報、公共的団体等の情報、その他の緊急情報の4つとしております。

平時の活用状況は、朝夕2回の役場からのお知らせや議会定例会の中継、お悔やみ放送などを中心に行っております。それから、緊急の際にはですね、Jアラートと連動した災害放送、避難所開設情報や有害鳥獣の出没情報、さらには、防犯や特殊詐欺への注意喚起などを行っているところでございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 今、御答弁のありました朝夕2回の役場からのお知らせとか、

今やっているような議会の中継、議会関連の情報、お悔やみ放送、これはとても町民の皆さん、助かっていると思います。で、緊急のことですね。先ほどは緊急なもの、本当にすぐに確認できる媒体でしたけれども、有線放送で各家庭に全部にこういった情報を流してもらえるとというのは、とても安全上、大事なことだと思っております。今の有線放送の活用状況については、以上のようなものと認識いたしました。

有線放送については、以前もっといろいろなサービスというものがあったのを記憶しております。多くの情報が有線放送で流れていたと思います。色麻町有線放送農業協同組合が運営しておりました当時の有線放送プログラムを見ますと、家にまだあったので持ってきたのですが、有線放送の電話番号をいろいろ見返しておりました。こちらを見ますと、今、情報で流れているもののほかに、農産物の売立情報、これは農協さんですね、あと、お昼にはNHKのニュースのラジオ中継、それから、小・中学校の行事の様子を録音したものを流して、その当時の様子をお茶の間に伝えていたり、現在の有線放送に加えまして、そんな町の様子がかいま見えるような内容も多く放送されておりました。また、有線放送のテレホンサービスでは、特定の番号をダイヤルするだけで10種類以上の情報が24時間入手できて大変重宝しておりました。このようなサービスについて、復活ができませんでしょうか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

議員おっしゃいましたとおり、平成27年3月に有線放送農業協同組合が解散して、施設が町に移管されて以来、行政放送に重点を置いて放送しております。そのため、役場からのお知らせを中心に放送しております。

またですね、施設の重要な役割を持つ交換機等を更新することが難しく、交換機の基盤に負担をかける通話機能は制限して運用しております。

また、テレホンサービスにつきましても、負荷をかける機能があるということと、それから、今もう電話タイプではなくてスピーカータイプの有線放送を設置しておりますので、そうなりますと、もうテレホンサービスに電話すること自体もできなくなっております。

一番はですね、やっぱり基盤に負荷がかかるということで、そのためになかなか復活は難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 今おっしゃったような状態なので、以前のような情報提供は難しいということで理解いたしました。

やっぱりそういうのを改善する、交換するのに経済面でそれが難しいのでできないということなんでしょうか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 議員おっしゃるとおり、今の装置自体がもう大分古い物にな

っておりまして、それを全くもってすごく新しい今の時代に合ったような機械にしようと思うと、もう何千万というか何億の世界に行って、多分かかるのではないかなというふうに思いますし、その有線放送の配線自体も、どういうふうに生かしていくかというようにところも今から考えなくてはいけないのかなというふうに思いますので、なかなか今の新しい装置に変えるというのは、なかなか難しいし多額の費用もかかるのではないかなというふうに考えております。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 今、億の予算がかかるということで、ちょっと想像していたよりも多くなってびっくりしたんですけど。

有線放送の末端状況、令和6年度の決算の資料から見ますと、従来の末端が1,258件の世帯が末端で登録していて、先ほどおっしゃったスピーカーを新しく取り付けたという世帯が451件、合わせて令和6年3月31日現在では1,709件というような情報が書かれておりました。これは有線放送の普及率が色麻町内で81.6%、もう8割方の世帯の中にこれがあるということで、何か情報発信する場合には本当にすごいツールであるなど再確認して、このシステムをやっぴり有効活用しないのは本当にもったいないなと思っております。そんなわけで、なくなってしまうのはもったいないので、そういった機能やプログラムが町民にとってもとても価値のあるものですし、ぜひ再開できたらうれしいなというふうに思っております。

でも、今お話があったような有線放送の設備、かなり老朽化していると聞いています。有線放送の廃止する、こういう状態ですので廃止しますよっていうふうになるならば、今までの有線放送が果たしてきた役割と同じようなレベル、そうした情報発信のツールを町では何か検討しているのでしょうか。しているとすればどのようなものか、町長のお考えを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

有線放送に代わる施設として実施した情報通信施設の不具合を受けて平成29年に情報通信施設検討委員会で次期システムについて、コスト面、運用面を鑑みながら検討したところでございますが、改めて有線放送の利用を平成29年の段階では決定させていただきました。その際に、向こう10年間は有線放送を利用したいとしました。

現状では、交換機についても予備基盤を確保できておりますし、電柱建て替え、ケーブル張り替えなどの保守も技術員を中心に対応できておりますので、代わりの設備は今のところまだ検討は行っておりませんが、時代の変化を見ながらですね、検討していきたいというふうに考えております。

先ほどですね、私、更新には多額の費用がかかると言いましたけども、そういうことも含めながらですね、今後、今ある有線放送の配線をうまく利用して安く更新できるような装置がないとか、そういう部分もですね、今後、時代の変化を見ながら検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） ぜひ検討していただきたいと思います。

その中で、検討する中に加えていただきたいのは、以前の有線放送の内容、それが町民にとってとても価値あるものだった。そして、これからも十分に価値のあるものだと私は考えております。

今、平成29年に一応あと向こう10年は大丈夫だよということで使っているということですが、それを考慮しますと、実際に大体10年間だと令和9年ぐらいまではいけるかなというような、今のところ、考えているということですか。お願いします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 有線放送、今、いろいろな内容等についての希望がありましたけれども、今の有線放送ということでこれは可能ですよね。仮に、本町としては無線に切り替えようとして大変痛手を被った経験があるわけですね。例えば、無線であれば、現在の有線放送のような、あれぐらいのはっきりした声をお茶の間に届けるということは多分できなかったでしょう。

そういうことも含めますけれども、できるだけ今の施設をできるだけ長く使いたいと思うんですね。10年が15年、20年でも使えれば使いたいわけです。その中で、今、課長が言ったようにこの施設をさらに、例えばこの施設をそのまま利用できる方法があればそれはベターですけれども、仮に全くこの有線放送という仕組みがもう無理だということであれば、このように皆さんの家庭の中にしっかりといろいろな情報を届けるという方法は、何かを探せばどうだか分かりませんよ。何かそういうことができるかとか分かりませんが、今の段階では、ちょっとそれは難しいのかなというふうに思っているんですね。だから、仮にこういうものが駄目になれば、最低限必要な災害情報なり何なりを無線情報で流せるような形ですね、毎戸じゃなくて、要所、要所に。そういうことは必ずそれは必要ですけれども、毎戸のほうに届けられるという、そういう施設がこれからどんな形でできてくるかどうかについては、それは今のところ何とも言えません。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） いろんな情勢を考えますと、いろんな問題があるんだなというふうなことを、御答弁を聞いておりました実感しております。

ただ、やはり有線放送というのは、色麻町民の方、皆さん、ご存じのように、ほかの自治体にはない特別なシステムでありまして、本当に町民にとっては役に立っているものですので、ぜひ以前あったようなサービスというものを再現できたらなというふうには思っておりました。

有線放送のメリットっていうんですか、そうしたものについて、私なりにいろいろとまとめてみたんですけれども、すごいたくさんメリットがありまして、先ほどずっと言ったんですけれども、6つぐらい、本当にたくさんあって6つもあったんですね。それを反すうする意味でちょっとお知らせできたらなと思っておりました。

やっぱり有線放送の最大のメリットっていうのは、ほかの自治体にないようなすばら

しいシステムであるということですね。町内の有線の機材を設置したところはもう、家同士でもお話しできるし、あらゆる公的機関、そうしたものに全て設置されておりましたので、すごい便利だった。電話料金も無料だということで、経済的にもとてもいいものだったなと思います。

また、そのほか、2つ目ですけれども、地区の集会所とか、そういった電話が設置してないような町内にあった公共施設、そうしたものにも全部設置してありましたので、特に認識したのはやっぱり東日本大震災、あのときの情報発信、いろんなやり取り、それは本当に有線放送があったからこそ成し得たというようなこともよく聞きます。それぐらい有線放送ってすばらしいものだったんですね。

あと3つ目なんですけれども、提供されている、流されてる情報、これが設置している家しかその情報を受け取れない。設置しているところしか受け取れない。で、範囲が限定されている。これは今さっきインスタグラムにはじまるようなSNS、こういったものは、情報発信なのでたくさんの人に見てもらったり聞いてもらったりしなきゃならないので、そういったオープンなものが必要ですが、有線放送の場合はすごく限定され限られている。っていうのは、秘匿性がある。っていうのは、すなわち、そうした家以外は聞くことができないので、安全性が高い。安全性が高いっていうことは、要するに、今NTTの電話にあるような迷惑電話とかオレオレ詐欺とか、そうした犯罪の可能性があるもの、そうしたものがかかってくる可能性はほぼない。防犯上、すごく大きな利点だと思います。もう一つは、そうした町独自の情報が限られた町だけに流されるので、情報共有、町民全体が同じ情報を共有できて一体感が持てるような感じになると思いますね。そういった意味では、有線放送の役割というものは今の時代もすごく大事なものであるんじゃないかなと考えています。

4つ目ですが、町の様子が想像できるような内容。例えば、先ほどお話ししました、昔は小中学校、そうしたところに特派員じゃないけど職員の方が出向いてインタビューをします。学校は、入学式とか、卒業式とか、学芸会とか、そうしたところで子供たちの式の雰囲気、そういったものが伝わってくるような音が有線の機材から流れてくるわけですね。だから、実際にその場になくても、ああ、こういう状況で行事が行われていたんだなって、名前を呼ばれて「はい」って返事をするような、小学1年生の小さな子のそうした、何か想像しながら子供がいない世帯もすごく楽しんで聞けたんじゃないかなっていう、そういう思い出がありました。

また、先ほども少し述べたんですけど、情報が共有できることで町民の結びつきが強くなります。なので、いろんなことを、身近、みんなが近くになる。子供たちの見守りなんかも、意識して気にするような感じで見れる。そうした情勢が醸し出されるっていうんでしょうか。そういう雰囲気が町全体にまた戻ってくるのかなっていう感じがします。

有線放送の中で、やっぱり一番、今の時代に特に求められるというか、そういった常にいろんな町の日常が流れてるって、特に一人暮らしのお年寄りの方が多き時代ですの

で、孤独感が減るのではないかなと思いました。ただ家に一人でいるとやはり孤独感があつたり、テレビもそんなに楽しいニュースばかりではないものも多いです。そうした中で、町で起きている毎日のいろんなことが流れてくる、楽しいことが流れてくる、自分は町の中で独りじゃないっていう、そういう孤独感から解放されるような、何かそういうメリットが有線放送にはあるのではないかと感じております。

今4つ、挙げました。

5つ目は、今までお話をしたような町の行政のアナウンスだったり、消防とか、警察とか、農協とか、そうした方々のお知らせ、そうしたものは本当に今も役に立っております。

最後、6つ目なんですけど、やはり有線放送、1日にトータルで1時間のアナウンス、機材を使う時間としては、せっかく24時間使えるシステム、すごくコストパフォーマンス的にもったいないなど。なので、できれば、もう四六時中使えるような形にできれば本当に町民の役に立つと思います。なので、最後のテレホンサービス、前あったようなテレホンサービスは、あっと思ったときにすぐに番号を打ち込むだけで聞ける。パソコンとかスマホだと段階を踏んでたどり着きますが、有線の場合は、番号を3桁ぐらいぽんぽんと押すとそのまま流れてくる。うちで本当に重宝したのは、その当時、天気予報とお悔やみ情報でした。聞き逃したら、電話をすればいつでも何回も聞ける。この安心感は本当に、多分、多くの町民の方々のお役に立てていたのではないかなと想像しています。

有線放送にはこれぐらいのメリットがあると自分の中では考えたのですが、今のようない報告をお聞きして町としてはどんな形で、ぜひこんなメリットを活用しない手はないと思うのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（天野秀実君） 2番高森すみえ議員にお諮りいたします。

ただいま高森すみえ議員の一般質問に対する答弁となりますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

2番高森すみえ議員の質問に対する答弁から始めます。町長。

○町長（早坂利悦君） いろいろ有線放送の効果、効能というのを述べていただきましたけれども、そのとおりだと思います。

現在は、ご案内のとおり、有線放送には職員はおりませんし、今は一方的にこちらから放送を流すというだけであります。

その効果の1つとしてはですけども、今、治安の良い街ということで、県内ではトップクラスが本町ですけども、これも有線放送などの効果ではないだろうかというふうに私は思ってるんですよ。そして、何よりも私、思うにはですけども、町民サービスの最たるものは有線放送だというふうに思っております。ということで回答にさせていただきます。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） 最高の御認識をいただきまして、大変ありがとうございます。

私も本当に有線放送、こちらにお嫁に来ましてずっと聞かせていただきましたけれども、本当に役に立つもので、このシステムを詳しい方に聞きますと、昭和33年から始まった、そこが前身だというようなことを聞きまして、そこからいろいろな進化を遂げて平成27年に一幕を閉じたということで、残念だと思っておりました。今もいろいろな情報を流していただくのは本当に、それも十分効果があって役に立っておりますが、やはり以前のような情報をぜひ前向きに検討していただけたらとってもうれしいと思ってるんですけども。

例えば、今できることですね、今の設備でできることですね、今やっているもののほかにもあると思うんですよ。以前の有線放送は朝の6時ぐらいから夜の9時ぐらいまでずっと何かの情報が流れて、時間ごとに何か流っていたようなプログラム、タイムスケジュールのようにこちらの有線放送の電話番号簿というのに書いてはあったのですが、今のシステムでそこまでできなくても、例えば、さっきみたいに空いてる時間にラジオ放送を流してみるとか。あと、行政のことであるならば、町長の行動っていうんでしょうかスケジュール、昨日は大阪まで企業誘致の説明に行っただけみたいなことを、広報に書かれているような内容を実際に町長の生の声で有線放送を使って、いや、あのときはこういう会社があって、大阪だったのでやっぱり商にたけた方がたくさんいてとか、何かそういう臨場感のようなものを町民に報告する、そういったものがあってもいいでしょうし、町の話題みたいなところにあったようないろいろな出来事、下高城ふぁあむさんがとても荣誉ある賞を持ちました、この代表の方に今の心境をお聞きしたのでっていうことで生の声で実際の当事者の方の声を流してもらおう。そういう、できることはまだ幾つかあって、そうしたことですごく、実際に文字で読んだり新聞で読んだりするだけじゃない臨場感、そうしたものが有線放送ではできると思っていますので、ぜひそうした、まだまだ使える、今の状態でも使えるようなことに、ぜひいろいろなことに役立ててもらえたらうれしいなと思います。

色麻町の第5次長期総合計画、この中に一番初めの第1章、こちらに長期総合計画の基本的な考え方というものがあります。こちらには、一番始めにまちづくりの基本理念、そして、2番目に施策展開のポイントという項目がありますけれども、こちらにはこのように書いてありました。

まず一番始めに、(1) 地域にあるヒト・モノ(=地域資源)を知り、最大限に活用する。地域にあるヒト・モノを知り、それが「地域資源」であることを再認識し、それを最大限に活用するとともに、掘り起こしや再発見にも力を入れるということが書かれております。

まさに有線放送というのは、今までずっと町民の役に立ってきた大事な資源ですし、十分掘り起こしていろいろな用途に今後も使っていくのに大変役立つものだと思います。

今、いろんな意味でやっぱり、予算的な面でもなかなか改善するのが難しいというお話がありましたが、実際に、より以前の有線放送に近づけるための財政的な方法として、やっぱり本当によさを知っている、以前は組合のほうで賦課金ということで幾らか徴収をされていたと聞きます。そういったことではないにしても、幾らかを負担してもらうという方法もありますし、また、何か町のほうで何かの予算、やっぱりいろいろな検討をしてやりくりをして若干の予算組みをしていただいで、どこか町の趣旨に沿った方法で業務を委託できるところをお願いをしてみるとか、そういった形もできますし、機材を新調したり、いろいろなお金のかかることっていうとやっぱり、内容的に特定防衛施設周辺整備調整交付金、これは実際に町の有線放送に使用用途がぴったりなお金ではあるのかなとちょっと思ったので、そういったところも活用していただいで、なるべく町民に負担の少ない形で、また、いろいろと国なり県なりそうしたところの使えるものを発掘していただいで充てるような形を取るのも1つの方法なのかなと思っておりますが、そうしたお考えについてはいかがでしょうか。

○議長(天野秀実君) 総務課長。

○総務課長(高橋正彦君) お答えいたします。

ただいま高森議員から御提案いただいたことは、本当にすごくいいことで、ぜひともやってみたいという気持ちは重々ございますけども、やっぱりですね、なかなか昔の有線放送の組合時代はですね、高森議員おっしゃいましたように、加入組合員から毎月毎月利用料をいただいで、組合員のために有線放送の職員がいろいろ番組を制作していたと。それで、職員もその当時は、最後のほうで月々1組合員当たり1,890円の利用料でした。それで、その時代は有線放送の組合の職員は6名いました。6名いて、取材に行っってしっかりそういう情報を集めてきて、それから編集して、それで夜、流すというような形でやってましたけども、それは専属の職員がいたからそういうことができましたけども、今、町の所管となってそういう専属の、管理してくれる職員は2名、いますけども、そういう放送とかを手がける専属の職員というのはおりませんので、そういうやりたいってというような気持ちはありますけども、なかなかそういう、それに時間を充てる職員の数が足りない。

それから、一番最初に申しましたように、どうしても今の機械をできるだけ長く保ちたいというような思いがありますので、そうすると、そういう番組を作成したりとか、そういう使用頻度が多くなると、ますますその機械に負担がかかってしまって逆に短

命になってしまうということもありますので、できるだけ今の装置を長く使用したいという思いがありますので、今の情報量を発信するのが、それから、職員体制も含めると、なかなか今がちょっと限界なのかなという形で思っております。

なので、今までそういうようないろんな情報は、どうしてもホームページとか、SNSとか、そういうのでどんどん発信はして行って、町民のにぎわいとかコミュニケーションを維持していきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） いろんな面で御苦労されていることは、重々、今の御答弁で理解させていただきました。

そうですね。町の情報発信でいろんな方に町を知っていただく、そういうのにはSNSとかホームページとか、とてもいいツールだと思うんですけども。

そうだ。もう一つ、すごく役に立つかなって思ったことですね。有線放送って、今までお話ししてきた有線放送のメリットとして、今の時点でとても強みだなと思ったことは、移住定住促進とか企業の誘致において有線放送というものがあるというのは、すごくPRになるのかなとちょっと思っていました。なぜならば、今、先ほどすらすら述べたような6つぐらいのメリットが、昔のことですけど、メリットがある。そうした中で、安全性の高い地域である。住民の結束力というか、そうしたコミュニティーも十分できている。そういった中では、やっぱり移住とか定住を考えると、こういった安全なものがある自治体って住んでいて安心だろうなって思って来てくれる、移住してくれる方も、もしかしたらそういう可能性もあるかもしれません。

また、企業や何かでも、やはり犯罪率の少ない安全な地域であるということで、地域の住民にも隅々までいろんな情報が届いている。そうしたことってというのは、すごい大きなPRポイントだと思いますので、今、大変なのは、お話は重々分かっているながらも、やはりそういったプラスのほうに物事をちょっと考えてみて、違った目線でいろんなことを、できることを考えて進んでもらえれば、私もそれほどお役に立てるような情報、提案をすることができず、ちょっと心苦しいのですが、今までお話をしたようなメリットを十分、有線放送には今後も活用の余地が十分ありますので、ぜひこれからのいろんな話合いの中で検討事項として入れていただければ幸いです。

最後になりますけれども、私、昔、学校の役員をしていたときに、ある防犯についての会議に出席をしておりました。その中で、ある方の意見でずっと心の中に残っていることがあるんですけども。地域の防犯とか犯罪率が低いんだってということは、もう当時からずっとお話はありまして、その中でその方がおっしゃったのは、私が今、色麻町がこれだけ犯罪率が低くて安心していられるのは、やはり有線放送の影響力がとても大きいと思ってる。これがあるから色麻町は今のよう安全というか、みんなが安心して暮らせるような状況になっているんだというような内容の、と思っております。見解を言ったことがすごく、いつまでも残っていて。私もそうだなとは思っています。

今、町長の答弁をお聞きしましたらば、やはり同じようなことを認識されているということで、そういうことを踏まえましても、やっぱりとてもこの町にとって大切なものであるので、可能ならば残していければいいかな、残してほしいなと思っております。

有線放送って、あったかいんですね。ただ事務的な情報が流れるだけではなくて、朝、「おはようございます」から始まって「おやすみなさい」まで、ずっと暮らしの中で一緒にいるような、いろんな人の声が入っていて、子供たちの声も入っていて、すごく生活に密着しているとてもまれなというか、めったにない施設だなと思っております。なので、ぜひこうした町にとって本当に必要なもの、そうしたものをやはり優先的に検討していただいて、後世に残していってもらえるような形に、どんな形になるか分かりませんが、そうした形で引き継いでいって、町の安心安全、そして、皆さんの心の安らぎというんでしょうか、そうしたものがずっとあるような形のものにしていただけたらと思います。

私の質問は以上です。

じゃあ、最後に、町長、ぜひそのような形で有線放送を残していただきたいのですが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いろいろ有線放送の効能といいますか、述べられましたので、全くそのとおりでありますし、今一番、ですから、大事なものは、現在の有線放送の機械をできるだけ長く続けていきたいと。今の機械をできるだけ長くもたせたいと。この思いなんです。ですから、通話もしない、できなくなるようにした。いろんな負荷をかけないようにして、そして、今の機械を長く使いたいという思いでありますので、今言ったような効能も含めながら、有線放送を続けていきたいと。現況では続けていきたいというふうに思ってます。

○議長（天野秀実君） 高森すみえ議員。

○2番（高森すみえ君） ぜひ町民の心のよりどころとなるような有線放送に今後もしていただけるようお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（天野秀実君） 以上で、2番高森すみえ議員の一般質問が終わりました。

次に、9番今野公勇議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。今野公勇議員。

〔9番 今野公勇君 登壇〕

○9番（今野公勇君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

今日は二十四節気の啓蟄ということで、土の中の虫々が出てくるという時季になってますが、何かしら雪が降ってですね、この間まで暖かかったのがまた寒くなったということで、この後、また暖かくなるということで、今から農作業始まるんですが、足を引かずりながらやらなければいけないなと思ってます。

その農業についてですが、経営所得安定対策の令和6年度の実績、これの地区の説明会等で表明されています。全体で約5億5,000万円以上が交付されているということに

なります。この中でですね、飼料用米などで基準単収に満たないものがあつたのかどうか、お伺いします。また、主食用の米、大豆、エゴマの収量は幾らになったのか。まず、お聞きします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今野公勇議員の農業関係についての質問について、お答えを申し上げます。

今、冒頭、話があつたように、いつの間にかもう種もみを準備するような時季になつたと。ここ数日間は、農協のほうでも温湯消毒が盛んに行われているような状況でございました。

そういう中で、令和6年度の経営所得安定対策の実績について、令和7年1月31日に開催されました令和7年度生産調整地区代表者説明会において報告をいたした内容でございますが、基準単収に満たない品目、飼料用米で取り組んでいる全体の件数は89件、面積で377ヘクタールでございました。そのうち標準単収値で10アール当たり573キロ未満の農業者数が46件、半分強、それから、面積が174ヘクタール、半分弱ということになりました。

エゴマについては、天候に恵まれましたので順調に生育したことから、平均単収が10アール当たり50.5キロとなり、色麻町産業開発公社が集計した数量は1万3,738.9キロ、約14トンになるかと思えますけれども、近年では比較的多い数量ということでありました。

なお、主食用の米、大豆については、まだ集計中ということで結果が出ておりませんので報告できかねますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（天野秀実君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 12月にも質問したときにね、主食用米と大豆は2月頃に分かりますということだったのでね、出てくるんだろうというふうに思ったんですが。分かり次第、知らせてほしいと思ひます。

基準単収に満たないというふうになりますが、基準単収、573キロですよ。この573キロっていう数字は一体どういうものなのか、まず、お聞きします。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

573キロということで、令和6年産の飼料用米の基準単収は、10アール当たり573キロということで、当初、535キロであつたんですが、作況指数が107に上がったということで基準単収も上げられまして、10アール当たり573キロに至つたということでございます。

○議長（天野秀実君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 最初は535キロが目標だったんですが、作況が上がつてですね、それで573キロになつたんですが。そもそも基準単収の出し方ですよ。1.7ミリふるいの上ということになります。主食用も皆同じです。

適切な生産が行われていない可能性があるということで、基準単収から6年産の半分近くが満たなかったよというふうにあります。これは基準単収が上がったからということで理解しますけれども、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断される基準、それが標準単収値から150キロマイナスされるというもの。この場合は、本来なら交付対象外というふうになるんですが、そういった事例はあったのでしょうか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

先ほど申し上げました10アール当たり573キロが基準単収で、今、今野議員がおっしゃった基準単収より150キロ以上減収した場合ですね、理由書のまず提出が求められております。令和6年産におきましては、7名の方が理由書の提出を求められている状況となっております。

○議長（天野秀実君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 7名が150キロ足りなくて理由書を書いたということなんです。理由書を書いてですね、交付金をいただいたのかどうかです。全員、7名、いただいたんですか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

7名が理由書の提出をされて、6名は交付対象となっておりますが、1名の方については取下げを行っております。

○議長（天野秀実君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） というと、1人の方は交付されなかったということで理解していいですね。

この飼料用米だけじゃなくてですね、例えば飼料作物、ホールクroppサイレージ、それらもですね、以前はそんなに厳しくなかったんですが、この頃、単収っていうよりも数量が取れてないということで非常に問題になってる場合があります。それのですね、例えば飼料作物、牧草にしましょう。牧草、それからホールクroppサイレージが明らかに収量が低いとされる数値というのは、把握されてますか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） ホールクropp等々の数値については、現在も把握はしていませんが、大豆については、今年度153キロという基準単収が示されておまして、その半分であれば理由書の提出が求められるというふうになってございます。

○議長（天野秀実君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 基準単収っていうかね、これは説明書の中にあつたんですね。あります。令和7年度の変更点及び注意点についてということで、飼料作物、サイレージが10アール当たり796キロ、乾燥が468キロ、ホールクroppが1,889キロというのが基準になりますよ。これに合理的な理由がなく収量が少なかった場合は、交付金の交付が行われないということになってるわけです。前、なかったんですが、何でこいな基準

になったのか、理解してますか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

適正な栽培管理であれば、今、今野議員、おっしゃったような数値の収量が確保できるわけなんですけど、何らかの理由で収量が満たない場合というようなことが、やはり国のほうでも問題になりまして、今回、新たにそういった基準単収が求められているというふうに認識してございます。

○議長（天野秀実君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 普通はですね、農家であれば米は人よりも余計取りたいと思うんです。ホールクroppでも同じ。いいものを取りたいというふうに思うはずなんですけど、そうではない人たちがいたということですよ。そして、ただ面積をこなせば、ホールクroppですから8万円いただけるということであつたと。そういう人たちがいたからこういうふうに基準が厳しくなつた。おかげで牧草のほうもちゃんと数量管理しなさいよというようなことになつたんですよ。

ですから、さっき交付金の話、しましたけども、本当に努力をしないで収量が少なかったんだと。ただただ天候が悪かつたからだとか、水がかからなかつたからとか、そういうことではなくて、ちゃんと肥培管理もしなかつた、何も努力しなかつた人たちにはですね、基準単収に満たなかつたらね、悪いけども交付金は交付しないほうがいいと思う。そうじゃないと、一生懸命やつてる人たちが報われないんですよ。

今、私たち、去年、米作つて、60キロ、1万9,000円なんです。市場に出回つてるの、5万円近くなつてるんですよ。どっかで誰かが搾取してつていうふうに思つてしまうわけですよ、農家は、百姓は。ただ、一生懸命やろうかと思つてる矢先にそういうふうになつてくると、何だやと。いい加減やつても銭もらえんだこつたら、そのほうがいいのかというふうになつてしまう。そうならないために、みんなで一生懸命いいものを作ろうというふうにするためには、やはりそういうことが必要かというふうに思うんです。これは農業再生会議の中でも前に話したことがありますので、町長、この辺についてどう思いますか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今野議員が言つたとおりでありまして、やっぱり個人差があるとはいえ、最初から誠意のない作り方もないわけではない。そういうような状況を見ますれば、じゃあ一生懸命やつた人は何なんだと、こういうふうにやっぱりなりますので、今言つたような基準単収というものが、いわゆる確保ラインがやっぱり引かれたことよつての最低限の努力は必ずしなくちゃならないということになろうかと思つています。それはいろんな、作物ですから土地の条件とかいろんな条件もあると思つていますけれども、今言つたように、最低の努力はしなくちゃならないということが、今言つた基準単収ということになるんだと思つていますので、今言われていることはごもつともだと思つていますので、今後やっぱり町としても、事あるごとにそういう話を含めて言いたいなというふう

には思います。

○議長（天野秀実君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 当然、町長も理解されているというふうに思います。

今後ですね、ちゃんとした作り、一生懸命やって駄目だったのはしょうがないですよ。災害とかね。それから、田んぼだったら、水がかかなくて、みんなが10俵取ったときに水がかかなくて6俵しかとれなかったって、そういう田んぼもあるんです、実際ね。そういうところは大目に見てもらわなきゃいけませんけれども。ちゃんと最初から努力しなかったっていう人にはですね、交付金を差し上げないというようなことをしてほしいなというふうに思います。

令和7年度における助成体系、毎年ちょっとずつ変わっていくわけですが、その変更点、主なものは一体何でしょうか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 令和7年度におきます助成体系の主な変更点でございますが、町の農業再生協議会が示した令和7年度の経営所得安定対策を基本とした助成体系の主な変更点ということで、戦略作物助成で飼料用米の主食用品種が昨年度と比較すると5,000円引き下げられまして7万円となります。

また、産地交付金の助成で指定品種加算、米粉用米でひとめぼれの作付と生産向上の取組を2つ以上で10アール当たり5,000円の交付を新規に設けました。

飼料用米の団地加算につきましては、要件の見直しをしまして、組織であれば2ヘクタール以上の取組かつ1団地1.6ヘクタール以上、個人については1ヘクタール以上の取組かつ1団地0.8ヘクタール以上としまして、10アール当たり1,000円を増額しまして団地加算4,000円といたしたところでございます。

○議長（天野秀実君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 飼料用米以外にも主食用米が下がってくるというのは前々から分かっていたことですが、そんな中でですね、令和7年度は飼料用米の申込み、今まで集落で申込みしてたんですが、個人で申し込んでくださいというふうな話になりました。それは一体どういったことなんでしょうか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

集落営農組合の飼料用米の取組についての御質問だと思うんですが、加美よつば、農協さんのほうで集落営農組合の枝番管理として今まで行ってきたわけなんですが、専用品種と一般品種の交付単価が違うということや収量要件に満たない構成員の方も発生しているということで、交付金の振り分け作業が困難だという状況だということで、令和7年度より飼料用米の取組については個人での申請とさせていただきますということで、加美よつば、農協のほうから作付者の方に対しまして12月1日付で農協より通知のほうを発送している状況でございます。

○議長（天野秀実君） 9番今野公勇議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分まで休憩します。

午前11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。9番今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） さっき飼料用米のですね、個人での申込みということになったんですが、耕作者は今までと同じような考えでいいんですよね、申込みする場合は。特別何かしなきゃねえということになるのか、お伺いします。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

今まで飼料用米に取り組んでいただいた方についての耕作者については、今までどおり変わりはないんですが、申請が集落営農組合でなく個人というふうな形になります。

○議長（天野秀実君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 事務的な手続が煩雑になるということで個人にするということによってよろしいんですね。分かりました。

次にですね、農林水産省では、2027年度以降、水張りを求めない制度とすると発表しています。25年、26年度も連作障害回避の取組を条件に水田活用の直接支払交付金は交付するというふうに報道されていますけれども、内容は確認しているのでしょうか。そしてまた、これは畑地化促進事業にも関連すると思うので、お答えいただきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

主食用米から大豆などへの転作を支える水田活用の直接支払交付金をめぐりまして、農林水産大臣は、1月31日の衆議院予算委員会で5年に一度の水張りを求める方針を見直す考えを表明いたしました。水田を対象とする支援から作物ごとの生産性向上への支援へと転換することや水田政策を改める令和9年度以降5年、水張りの要件は求めないと説明をいたしております。

令和7年・令和8年度は、土壌改良資材の散布など連作障害を避ける取組を条件に水を張らなくても交付対象とするとの考えを示しておりますが、具体的な要件等の詳細については、現在のところ国や県からの通達はございません。このため、担当課から東北農政局に問合せをしたところ、令和7年度中に方針を示したいとの回答がございました。

詳細が分かり次第、農家の皆様へおつなぎしていきたいと考えております。

また、畑地化促進事業についてでございますが、令和7年度の要望調査を集計したところ、11件の申請がありましたが、今回の5年水張りの要件を求めないとの報道を受けまして、9件の方が申請の取下げをいたしております。本町でこれまでの取組ということで、令和5年度で2件、令和6年度で8件の個人や組織の方々が取り組んでおりますが、現行どおり5年間の作付をお願いしたいと考えてございます。この事業ですね、一度採択されますと、取組開始の年から5年間は販売を目的とした作物等を作付することになり、途中で作付できなくなった場合には交付金を返還しなければなりません。こういった状況ですので、今後も国の動向を注視しながら情報の収集に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（天野秀実君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） この、5年間に一度も水張りが行われぬ農地には交付執行の対象としないというふうな方針が出されたのが、令和3年の12月に決定したんですね。そのとき農業新聞なんかで大々的に載ったんですが、過去5年間、水張りしないのは駄目だよってというような報道がなされてですね、何言ってんだやと。そういうことじゃ駄目だということで国会議員に掛け合ってますね、私じゃないです、掛け合ってます今後5年間という話になったんですが。

このように、そのために畑地化推進事業っていうのが出てきたんですけれども、どうも、猫の目とよく言われますけれども、とんでもない話になってくるんですよ、私たちにすればですね。せっかく豆を作るために用水路を掘って、明渠を掘って、そして畑地化にしてきたところに水張れっていうことだったので、どうもこう、何を言ってんのかなというふうな思いがあったんですが。それがいろいろな、どういった事情でそういうふうになったか分かりませんが、これをしなくていいよというふうになれば、大歓迎ですよ。

ただ、もう既にですね、水張りをして終わったところもあるわけですよ。そういったところに対しては、何も無いのかどうか。何も無いと思いますが、どのように考えたらよろしいでしょうか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

既にですね、先ほども申し上げましたが、令和5年・6年度で水張りをもう実施している方、実際おります。ただ、水張りした方について、今の時点でどうだという情報は、先ほども申し上げたとおり、今の時点ではございません。今後ですね、水張りだったり、畑地化の事業の関係で情報がありましたら、皆様におつなぎしたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 水張りが無いということになればですね、実はうちのほうでも畑

地化申請して認められたところがあるんです、去年。そこに大豆を作るという約束になってるんですが。もし認められるのであれば、交付金、返しますから、元に戻すということも考えられないのかどうかですね。これは、今から地権者との話になりますけれども、私たちのもね。もしそういうことができるの、っていうのは、非常に面倒くさくなってるわけですよ。前にも話しましたがね。交付金の関係で。個人で作ればいいんですが、個人でなかなか作るというわけにいかないの、集落単位で作ってるわけですよ。機械も集落でそろえて買ってやってるわけですよ。その場合、どうしても最後にプールで精算するときには、交付金3万5,000円とそれから産地づくり関係の5,000円を入れて4万円になるんですよ。4万円の差額が出てくるわけで。それをプールにするためには、畑地化になった人たちからいただいてならしてしないとできないという状況になってます。そういう条件の下でやりますからねということで畑地化、んで申請しますということになったんですが。その辺の対応ですよ。

今後5年間と言いますけれども、去年も入れたらあと4年間なんです、果たして作り続けられればいいんですがね、作り続けられなくなる状況も出てくるということなんです。これは高齢です、高齢によって。そういうこと、あるので、もしそういったときにどういった対応ができるのか、これも確認していただきたいんだけども、いかがですか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

先ほども水張りで既に取り組んでる方、畑地化についても実質、もう採択されてる方もおります。今、今野議員から交付金の返還等々も踏まえてというようなお話もあったんですが、地区の実情にもよるかと思えます。国のほうでですね、今度どういった制度設計で、この水張りルールの見直しであったりですね、水田政策がどのように変わっていくのかをちょっと注視しながら、あとはご相談しながら対応してまいりたいなというふうに現時点では考えてございます。

○議長（天野秀実君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） いずれにしてもですね、やっぱりアンテナを高くして、どんどん農水省あるいはそういったところに聞いてですね、できるだけ早い情報をいただきたいというふうに思います。

地域計画について移りますが、地域農業経営基盤強化促進計画っていうのが地域計画の正式な名称なそうですね。この地域計画についての現在の状況を伺います。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

地域計画の現在の状況ということで、本年度につきましては、中間確認会としまして各地区、個別に面談方式で各地区の現況及び将来の農地の耕作者の見通し等について意見交換をして進めてきました。その結果を基にですね、町全域にまとめた目標地図を含む地域計画原案を作成いたしました。1月29日に協議の場を開催し、目標地図を含む地

域計画案を作成し、現在、その案に対し町農業委員会、J A加美よつば、農地中間管理機構、色麻土地改良区の関係機関から意見聴取を行っている状況でございます。その後地域計画案の2週間の公告縦覧を行い、地域計画の策定・公告を令和7年3月31日までに行うこととしてございます。

地域計画策定後につきましては、農振地域からの除外であったり、農地転用等のために地域計画を変更せざるを得ない場合は随時見直しを行います。基本的に年1回の定期的な見直しとして、各地区で農業をリタイアする方が出てきた場合などで地区内で調整の上、耕作者を変更する必要がある場合に町全体の地域計画の見直しに反映させていきたいと考えてございます。

○議長（天野秀実君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 地域計画についてもですね、後出しじゃんけんのように、後からいろいろな、地域計画がなければいろいろな農業関係の助成がありませんよ、助成できませんよというような、これも後出しじゃんけんですよ、出てきてます。

それはそれとしてですね、この間、地域農業に対していろいろ担当者のほうで苦労してですね、地図を作ってきたんですが、その中でやっぱり今の現状が非常に厳しいところにある、それから、大きな課題が残っているということですよ。前の人・農地プランから10年になるわけなんです、同じようなことにならないかと。地域計画を作るけれども、実際にその趣旨に合ってますね、みんなで地域農業を支えていくということになるんですけども、その地域農業を支えていく人たちがいなくなるという大きな課題があるんですよ。この辺についてはどのように対応されるか。これは大きな問題だというふうに思うんですがいかがですか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） やっぱり地域計画を作っている中で最大のネックとなるのが、後継者がいないということですよ。これは、地方は、特定の地域だけじゃなくて、ほぼほとんど全国的に同じような状況の中にあるというふうになっていると思うんですね。本町も、そういうことからしてほぼ同じなんですけれども、結局は、もし後継者がいなくて農地を耕作できないという状況が出れば、このときは結局、今はカバーしてるのが法人であったり、あるいは株式会社であったり、今はそういうふうにしてカバーされているでしょうけれども、そうなったような状況のときに、例えば、今いろんないわゆる農業と関わりのない会社組織もあるわけなんですけれども、そういう組織が農業のほうへ参入してくる可能性はどうだろうかということも1つではないかと思うんですね。

それから、J Aを中心に、あるいは、町と足並みをそろえながらその対応に当たる必要が出てくるんだろうかというふうな、そういうことしか、対応と言ったってそういうことぐらいしかないのかなというふうに思ってるんですね。

やっぱりいろんな学者の人たちは、農業については小規模農業が大変大事だという人もいますけれども、現実には小規模農業では採算取れないということになってますので、そのための法人組織であったり、そういう組織、組合組織であったりができている

ということになりますので、当分はそういう組織づくりに町としてはお手伝いをするということになるのではないかというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） この間、温湯消毒しながら、半日一緒に作業しながらですね、そういう話も含めて組合員、それから農事法人、ファームの皆さん方と話をしました。結局、人です、最終的には。異業種の人たちの参入とか、本来JAがやればいいんじゃないかと。皆、担い手でね。ところが、何でJAしないかっつうと、もうけないのが分かってるからですよ。もうかんないのが分かってるからです。もうかるのが分かってれば参入しますよ、それは。

去年ようやく米価が上がりました。1万9,000円になります。もっと多分、追払いで来てくれるというふうに、来てもらわないと2万4,000円ぐらいで売った人とあるらしいから、ちょっと損しますからね。今年なんかも新潟県は、魚沼はもう2万5,000円、あと2万3,000円だというふうにもう発表してますし、今のもう種まく前からですよ。それぐらい米は逼迫してるような話になります。

あとは、色麻町はやっぱり稲作が中心ですから、どうしても、何ぼハウレンソウとかネギとかって言ってもなかなかそこまで行かないんですよ。やればやるほど労力がかかりますしね。

多分、認定農業者でも見学に行ったと思いますし、JAでも行ったと思うんですが、乾田直播がやれるところはね、非常に今から農業経営、米の経営は非常に有利だと思いますね。石巻地区に私の先輩もいるんですが。1日5町歩から6町歩、1人でまくんだと。あとは、芽、出てきたら、ローラーでばーっと、ローラーで踏んづけて。そして、苗、立ち上がったら、そこまで請負でやって、あとは引渡しするんだという話をしました。やっぱり収量も上がりますよね、上がってるんですよ。

あいづや、おらほでもやりてえんだげっともや。やってるとこ、あります、大原地区でね。あと、今年も高城でもやるような話なんです。やっぱりいろいろ話すると、圃場条件になってくる。例えば、おらほだと、ぬかりはあっぺし、石はあっぺし、平らにまこうたってまけねえ。そして、田んぼを平らにする機械もあるんですよ。あるんだげっとも、それを入れても田んぼに、まず平らにならないだろうという圃場条件。じゃあ、今からそういった圃場を直すために圃場整備するか。そしたら、そういうの待ってと、私たち、この世にいなくなるんです。そういう状況にあるっていうことです。

いなくなるんでも、それぐらいのものができるといのであれば、まだ夢はあるんですが、なかなかそうもいかない。つまり、うちのほう、3分の1、未整理なんです。何でかっていうと、一緒にしなかったからです。なぜ一緒にしなかったかっていうと、そんなの今から米価下がんに銭出してらんねというのが大方だったんです。で、圃場整備した20何年間、償還していくんですが、毎年毎年1反歩ずつ田んぼ買うようなもんだったですね。そういう状況にあったということですよ。

そして、これを、昔の田んぼから見ればうんと大きくなったからいいようなもんなん

ですが、今からの稲作農業を考えた場合は、やっぱりもっともっと1町歩田、あるいは2町歩田、それぐらいのものが必要になってくるというふうに思うんですね。

土地改良区でも、今、一生懸命やっていますけれども、県のほうに申請しても、なかなか採択されるまで時間がかかるし、採択されても全面積が一緒にやれるわけではない。清水地区なんかまだ何%しかやってきませんよね。だから、そういうような状況にあるということですよ。

そうすると、それを法人化していかないと、そういったことに採択するのに補助率が上がらないということもあるし、そういったいろんな条件を考えていくとですね、この地域計画の中に、地域計画の中心にそういったことも捉えていかなければいけないというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 確かに米作については、米作りについては、機械化での一貫体制ができていくということになりましたので、省力化にはなっておりますね。ただ、労力を必要とする時期というのが集中するわけですね。そのための1つの、それを何とかクリアするための乾田直播というのは、大変これはいい方法だというふうに思います。多分将来、土地の条件もあると思いますけれども、半分近くもう乾田直播になる可能性はあるだろうと思います。何と言ったって、育苗に労力を要らないということが最大の魅力だろうと思います。収量も、さっき話されたように、あまり変わりにくいぐらい取れているというのであれば、なおのことだと思います。

いずれこの地域計画の中で、さっき申し上げたとおり、後継者がいないということが一番のやっぱりネックでありますので、それをどのように課題を克服するかということが、ずっと引きずっていくだろうというふうに思います。その辺のことについては、今言った稲作の手法なり、あるいは、地域の中での取組の知恵なり、それぞれそういうことも踏まえながらやっていくしかないのではないだろうかというふうに思っております。

本町でも、担当されました地域計画に当たっては相当苦労されたようです。あるいはまた、全国的に地域計画の地図に色を塗れなくてまだまだ悩んでいるところもたくさんあるというところで、今月いっぱい仕上げなくちゃならないタイムリミットがあるんですけれども、本町では一応そこはクリアしたのではないだろうかというふうに思っております。

○議長（天野秀実君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 色麻はですね、モデル地区になってたんです。だから、やらなきゃいけなかったというふうに思いますけどもね。

さっき人・農地プランの話もしましたがけれども、町全体での農地プランでしたから、本当は集落を超えて担い手に土地集約をしようという話があったんですが、進まなかったんです。だから、もし、当然、今回、今度の地域計画の中にはそういったことも含まれてますから、当然実効性のあるですね、計画にしていきたいなというふうに思い

ます。

どうしても農地をお願いしたい、頼みたいという人はいっぱいいる。だけども、それに応えてじゃあ作りましょうという人たちがだんだん少なくなってきた。法人はありますけれども、法人もやっぱり、余計抱えてしまえば労力の問題で、どうしてもそれ以上難しいというところに来ているわけです。だから、そういったこともやっぱり地域間を連携してという形になってる。そういうことを考えていかなければ、やはり色麻の稲作農業は成り立っていかないだろうというふうに思います。

今、下高城ふぁあむがですね、農業大賞をもらったようですけども、ああいった、全てがああいう形になればいいんですが。いいお手本があるんですね。ああいったことができるようにですね、やはり、でも、下高城も圃場整備のおかげもありますからね。そういったことも含めて、今後、この計画を練ってですね、さらに発展させていただきたいなというふうに思います。農業については、まだまだ語り尽くせないこと、いっぱいあるんですが、今日はこのぐらいにしておきます。

続きまして、中学校のですね、部活動の地域移行について。

これは、12月にもお聞きしておりますが、その後どのようなようになったのか。また、前期課程、昔の5・6年生ですよ、以上の部活動についてもどうなっているのか、お聞きします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 中学校の部活動の地域移行ということで、12月に質問していただいておりましたことの前段分について私のほうから答弁をいたしたいと思います。それから、前期課程の5年生以上の部活動については、担当のほうから答弁をさせたいと思います。

今、いろんな職種関係で働き方改革というものが出てきて、それぞれ規則なり法令が定まったことによって、整備されたことによって、学校関係においてもこの状況を踏まえての部活動のいわゆる地域移行というふうな話が出てきました。

そんな中で、そこでありますけれども、令和6年度は改革推進期間ということで、休日の学校部活動の地域移行について、前期課程の5年生・6年生の児童と保護者、それから、後期課程の7年生から9年生の生徒と保護者にアンケート調査を行いました。その結果、5・6年生の児童が後期課程でやってみたいと思う部活動は「学校の部活動」ということにした方々が54%、「学校以外で行う活動」ということが14%、それから、「両方やりたい」というのが8%ということで、約7割が部活動及びクラブ活動に参加したいと回答をしておりました。なお、「活動したいと思わない」8%、それから、「まだ分からない」という方、16%でございました。

後期課程の生徒に、休日の部活動に対しては「参加したい」が28%、「参加したくない」が26%、そして、残り「分からない」が46%と。3割が休日の部活動には参加したいと回答をしました。

また、5・6年生の保護者に後期課程の休日部活動を地域クラブ等が担うことについ

では、「賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」が53%で、「反対」、「どちらかといえば反対」という方々は13%、「分からない」が34%という結果でございます、約半分が賛成という回答でございます。

後期課程の保護者については、「賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」という方々は59%、「反対」、「どちらかといえば反対」という方々は17%、「分からない」が24%と。こうして見ますと、6割が賛成ということでございました。

これらの結果を踏まえまして、色麻学園と休日の部活動の在り方について協議しながら、体育協会、スポーツ少年団の指導者、部活動外部指導者、文化協会等と検討を重ねながら、各団体の合意形成の下、地域、学校、生徒、保護者に丁寧な説明をはかり、令和7年度から実現可能な部活動から随時実施していきたいと、このように思っております。

それから、前期課程、5年生以上の部活動については、担当課から回答を申し上げたいと思います。

○議長（天野秀実君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（今野和則君） それでは、前期課程5年生以上の部活動につきまして御回答申し上げます。

まず、義務教育学校におけるメリットの1つといたしまして、中期部の児童が部活動に参加できるということが上げられます。5・6年生にとって7年生から9年生の先輩たちと共に活動することには、高い教育的意味があります。児童生徒が安心安全に活動できるよう部活動実施体制を整え、令和7年度より5・6年生が部活動に参加できるようにいたしました。

まず、参加の条件といたしましては、義務教育学校の特色である4・3・2制を生かし、中期部以上の色麻学園在籍の5・6年生が部活動に参加できることとなります。

部活動の概要といたしましては、1つは5・6年生の参加は任意参加といたします。2つ目は、活動は平日のみの参加とします。3つ目は、活動中のけが等については日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を適用いたします。4つ目は、4月の部活動見学期間を経まして5月から正規入部活動開始といたします。

それから、指導の方針でございますが、1つは、部活動は原則として任意での入部制とし、担当顧問や外部コーチの指導の下に行います。2つ目は、正式な部活動の入部手続は5月に行い、前期課程の間は同じ部活動に所属することを原則といたします。

それから、5・6年生が参加できる部活動ですが、まず、運動部では野球、サッカー、バスケットボール男女、ソフトテニス男女、卓球男女、柔道男女、剣道男女、文化部では吹奏楽、文化広報となります。後期課程の部活動の全ての部を対象といたします。

それから、活動時間ですが、6校時ホームルーム終了後から16時50分まで、下校時刻は17時といたします。

申合せ事項といたしましては、1つは、中総体新人大会等の大会や吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加はなしといたします。2つ目として、中総体と新人戦前の部活動強

化期間の参加はなしといたします。3つ目には、土日の参加はなしといたします。4つ目は、活動日については各部での連絡を各自で確認することにいたします。5つ目は、部活動の道具等は部活動顧問の指示により各家庭で準備することにしております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 中学校の部活動の地域移行についてなんですが、7年度からというようなことになってるようですけれども、部活動移行についての協議会というのがあったですね。その中でどういった意見が出たのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） お答えいたします。

部活動検討委員会につきましては、昨年度12月に発足しております。

委員会自体は、今回で4回ほど活動の趣旨について、今、議論しております。

1回目、2回目、昨年度につきましては、やはり県のですね、部活動の推進ということもございましたので、県の担当者が来て、今後、部活動についてのですね、協議事項を含めた地域の問題点などを話し合ったというような形になっております。

あと、先進地ではございませんが、隣の加美町につきましては、地域クラブのほうに既に発足されておりますので、その現状を踏まえた中で地域移行ができないかということですね、加美町と今の現状を踏まえた中で協議をしてきたというような経緯でございます。

今年度に関しましては、やはりアンケート調査ということで、保護者、児童生徒、あと、いわゆる学校の先生に対してのですね、やはり啓発等、趣旨について話合いのほうを設けてきたというような形でございます。

主にですね、やはり当町につきましても、生徒数がかなり減ってきているということと、あと、やはり限られた部活動ができないというような現状がございます。あと、地域指導者につきましても、今後どういった形で要請していくのか。あとやはりスポーツ少年団、あと体育協会の指導者等も含めた形で、町としてですね、どういった形で部活動を支援していくかということも議論して今、話し合っている段階でございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） この問題が出てからですね、先行してやれるところは6年度からやりなさいというようなことだったですね。スポーツ庁から出て、文部科学省もその後、後追いつて言ったらいいんですかね、そういう形になって。先生方の働き方改革なんだということなんですが。このことについてですね、実際、今、中学校の部活動で担当している顧問の先生方は、どのような捉え方をしていらっしゃるか、分かれば教えていただきたい。

○議長（天野秀実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 委員会組織のほうにはですね、校長先生と部

活動担当の主任のお二人のほうが委員会のほうに入っていたいております。詳しくはですね、先生たちの御意見というのはアンケート等を取ったわけでもございませんし、今現在につきましては、外部指導者を入れた形で土曜日、いわゆる休日を地域移行という形になっておりますけども、土曜日の活動は部活動を先生が主にやっているという現状でございます。

やはり今野議員がおっしゃるとおり、働き方改革、あとやはり顧問の先生も含めてですね、やっていない競技を指導するというような負担もですね、今後考えられるということもございますので、そういったことを今後、今回のアンケートの調査を踏まえてですね、今度、学校の先生とアンケートなり、あと、この結果を踏まえて協議を、来年度、7年度になります、協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（天野秀実君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 私の憶測なんですけどね、私、剣道なんです、剣道の部活動の先生方を見るとですね、中学校、高校を見るとですね、指導者になりたくて学校の先生になったんです。部活動を指導したくて。というのが大半だと思います。ほかのチームはどうか分かりませんが、ただ、悲しいかな、全部がそういうことで先生になったわけではなくて、スポーツやらないで先生に、やったことのない先生がいると。そして、部活の顧問にはなったけれども、実際にそういったものが指導できないという先生も中には、中にはじゃない、半分以上、いますよね、多分。

そんな中で、いろんな部活動に対しての私から見ればパッシングなんです、そういったものが出てきて、そして、地域の移行になってきたのかなっていうふうに思ってるんです。

だから、そうは言っても、決められたことだからやらねえやいけねえ。ただし、隣町みたいに地域総合型スポーツクラブがあるようなところは、それで対応できるかもしれないけれども、私の町のようなところは当然できない。対応できないというよりも、指導者は、スポーツ少年団の指導者はいますよ。でも、中学校の部活動、それを土日に移行したときに、それを指導してくださいというふうに言われたときに、はい、分かりましたとすぐなれるような状況ではないということですよ。なぜなれないのか。いろんな問題点があります。そういった問題点については、話をされたかどうか。

○議長（天野秀実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 話合いの中でですね、具体的な話ということにはしてませんが、やはり今回ですね、実は大崎圏内で担当者会議という形で、やはり地域移行に関しては一市町村ではなかなか解決できないというような問題が非常にあります。その中でやはりやれるところからと言われましても、どこからやれるんだというような話になってきておりますし、やはりどうしても話合いの中で出てくるのが、スポーツ少年団の指導者がある程度確認した形での指導というのをですね、ほかの市町村のほうでも要請しているような経緯がございます。

ただ、学校の部活動でございますので、やはり学校の先生との連携とかというようなこともございますので、やはり今後ですね、クラブ活動につきましては、教員の兼職兼業をある程度進めていかなくては部活動はできない点もあるのではないかとというような議論も出てきております。これにつきましては、今、加美町、大崎市、涌谷、美里とですね、今やっている状況を踏まえながら、できない部、あと今後、受入れできるような部活、いわゆるクラブ化ですね、そういったものをある程度、お互いにですね、共有しながら、できる範囲でスタートすると。

やはり令和8年度にはですね、休日の部活動は地域移行ということとなっておりますので、やはり学校とはまた切り離れた形で進むということになりますので、当町と加美町についてはまだ結論的な、8年度にはいわゆる部活動を完全休日化したいというふうな移行の市町村もありますので、そういった進んでいるところも踏まえながらですね、今後、協議していきたいというふうに思っております。

○議長（天野秀実君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 今、県教委のほうから部活動についてのガイドラインというものが出てですね、1週間に2回は休みなさいよ、その2回のうちに1回は土日どちらか休みなさい、大会の前は少し緩くてもいいですよというような話になってるんですが。そういったガイドラインに沿ってですね、やります、じゃあ土日を地域移行、地域のスポーツ少年団やいろんな指導者に担ってもらおうというふうになったときにですね、例えば、前にもお話ししましたけれども、その指導者の身分、どういったものになるのか、どういったものを想定しているのか。

例えば、中学校の部活の外部指導者というふうな立場になるのか。その場合の保険の適用の仕方、指導者、あるいは、引率していた生徒の保険の関係。それから、謝金の関係、その辺は話し合われているかどうか。

○議長（天野秀実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（山田誠一君） 具体的なものについては、示してはおりません。やはり地域クラブといいますと社会教育の一環という形になりますので、そういった形での保険加入とかですね、あと、いわゆる指導者についてはライセンス的なものも必ず必要になってくるということもございますので、やはりそういったライセンスをお持ちの方を指導者という形でですね、お迎えするというような形になってくるのかなというふうに思っております。やはりあくまでもこちらから頼むという形になるものなのか。こちらから探すという形になるものなのか。やはりそういった意欲のある方を地域でこちらから発掘するというような形になるのか。そういった点につきましては、やはり大崎市、近隣の市町村を含めた形の内容も含めてですね、これから検討していきたいというふうに思っております。

○議長（天野秀実君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） さっき謝金の話しましたけれども、どうも国のほうでは、自治体でその辺を持ちなさいというような考えのようです。口だけ出してね、金は出さないと

いう話なんです、そうずっと、町長、また苦しくなるんですよね。所管事務報告書でうちの委員長がですね、町長、国に対して全部をしっかりと理解してもらえた上で政策を打ち出してもらいたいとそういうところに言ってくださいって言うふうに言ってるんですが。これね、予算をつけてもらわないと、予算なしで何かやれって、なかなか難しいんですよね。

だから、一番最初、この地域移行という話が出てきたときに、県の教育委員会のほうから来てですね、大崎の合同庁舎で話合いがあります、来てくださいって言って行っただんですが、そのときに来た説明員がですね、私の知ってる元教員、教育委員会にいる。説明したんですが、「どういうことだ」、「分かりません」って。とにかく県のそういった説明する人たちも分からない、どうしたらいいか分からないというふうな状況ですよ。そういったものを地域に押しつけるということです。

昔、総合型地域スポーツクラブを各市町村に全部つくりなさいという話もありましたけれども、私もそのとき体育主任だったかな、でいろいろ検討はしました。検討はしましたけれども、私たちのような小さい町ではとてもできない。予算的なことから何から、事務的なことから、それから指導者の関係もできないということで、スポーツクラブはつくらないという結論に達しました、そのときは。

そんな中で、こういった話がまた出てきたときにですね、何を国は考えているんだろうかということですよ。子供たちはどんどん少なくなっていく。だから、そういった少なくなっていく子供たちを全員落ちこぼれないように育てようというような気持ちがあるのかもしれないけれども、ちょっと間違ってるような気がします。ただ、ここで私が間違ってるって言ったって、国会でないから町長に言っても、うーんって、答えられないし、町長には国に対してというふうに要望しかできないことになります。ただ、やっぱり子供たちのことを考えていけば、学校の先生も当然、動くことも考えなければならぬということになれば、こういったことに対して何か答えを出していかなければいけないというふうに思います。

そこでね、5・6年生に対する部活動が7年度からオーケーですよという。ただ、申合せ事項で新人大会、もちろん、これはコンクール等には参加できませんよ。それから、総体と新人大会の前の部活動の強化期間中へは入らないでくださいね。それから、土日の参加はありませんよというような話なんです。何かね、イメージです、イメージっていうか、聞いた父母、父兄の聞いたイメージでは、邪魔っこほりに来ないでねというようなことだそうです、イメージは。

ただ、スポーツっていうのは、本来、楽しいものです。そして、そこに中学生のお兄ちゃん、お姉ちゃんたちがすばらしい活躍を見せている。それは非常にいい先生がそこにいるわけですよ。そして、そのことによって、私も、僕も、ああいうふうになってみたいと思って始めるのが普通だと思います。だから、そういったことを触れ合えるところをつくっていくっていうことは、非常に教育的効果が高くて非常にいいことだというふうに思うんです。部活動を指導している先生方から言わせれば、こういうふうな意

見が出るのかも当然かもしれませんが、本来、スポーツは楽しむものだから、私、1年生からでもいいと思うんですよね。そして、遊びでいいんですよ。ただ、けがをしないようにだけ、それをちゃんと見る。ただ、中学生ぐらいになるとね、小さい子たちをちゃんと見ますよ、言われなくたって。そして、自分の練習もしながら子供たちを見ることができるようですよ。ただ、やらせないだけなんです。スポーツ少年団の中でいっぱいやれば、そういう活動しているの、いっぱいありますよ。だから、できればね、5・6年生からともう決められてますが、こういった制限をかけないでどうぞ来てくださいというふうにやったほうがいいと思う。

それから、何か聞くと、遊び半分では入らないでくださいねということもあったようです。遊び半分でいいんです。そして、1回入ったらそこから抜けられないじゃなくて、あっちにも行ってみたい、こっちにも行ってみたいというふうに思う子供がいるわけですよ。それでもいいと思うんです。何もかにも、中学校もそうですけども、部活動に入ったらそれを3年間ずっとやってくださいねっていうような意味合いなんです。で、色麻中学校、まだ全員加入。よそはもう任意。やりたい人、やりたくない人は入らなくていいですよ。だから、そういうふうに任意にしてしまって、誰がどこに行ってもいいようなことにすべきだというふうに思うんです。

それが何でできないのかっていうと、やっぱり管理する側の考えですよ。管理するのは確かにそうかもしれないけれども、それからいろんなことが、事故があったり何かしたときの責任の持ち方とかもいろいろありますけども、そういったことをいろいろ話し合いながら、もっとよりよいやり方ができるのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか、教育長。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（千葉律之君） 今までの意見、ありがとうございます。非常に私も、今、聞かせていただきましてですね、同感すべきところも多々あったというふうなところでございます。

まず初めにですね、お話ししておきたいところが、いろいろあったんですけども、部活動のほうでこれから進める場合に、地域移行ですね、ここにはやはり様々な障害があるというふうなことは今野議員がおっしゃるとおりというふうに思っています。

その中で、部活動の捉え方っていうのは、なかなか人それぞれ、教員含めてそれぞれ違うというふうなところもあるというふうに思います。ただですね、部活動というふうなものは、学校教育活動の中の、これは以前にも話しましたが、教育課程内と教育課程外というもの、ございまして、部活動は教育課程外というところでございます。ただ、これは、行っていくっていうことが今まであったわけでありまして、何を言いたいかと言いますと、部活動を通じて生徒の指導というふうなものを行ってきたというふうな過程があります。ですから、部活動というふうなの、先生方が関わる、または関わりたいというふうなものは当然でございまして、そういった中で行ってきたと。

ただ、先ほど今野議員からおっしゃったように、国のほうからそのようなことで地域

移行というふうなことになってきたと。それには様々な要因があつて来たというふうに私も捉えております。

その中で、様々な実績のある県とかそういった話を私も今までですね、12月、話した後聞いてまいりました。そのところの話をちょっとしますと、富山県というようなところでは、地域で実際に行っている、先生方がやっぱりそこに關わるというふうなこと。これは当然でございますね。というふうなことでやっているとというふうなことであります。それも含めて、来年度、実際に話し合つて進めていきたいというふうに思います。

2つ目でございます。おっしゃったように、任意加入と、それから任意加入でない全員加入、部活動に対してというふうな話があります。これにつきましては、加美町、一応足並みをそろえてというふうな話、ございまして、今のところ、来年度は全員加入というふうなことにします。ただ、全員加入にしますが、全員加入すると、どうしても弊害が生まれて、例えば、自分はこういった競技をやりたいんだけど、どうしても入らなきゃいけないの、かたて話になっていくわけですね。それは避けたいというふうに思うんですけども、ただ、今までどおり、来年度になつても部活動を減らすというふうなことはございません。そのままで行きます。例えば人数が少なくなったからといって、そういったことは、なるってということにはならないように1年間は進みたいと。その次に検討というふうなことに入っていく年度というふうにしたというふうに考えたところでございました。

3つ目でございます。先ほどおっしゃった5年生・6年生っていう話なんですけども、これは、前回、河野議員からもお話あつたところでございました。それでまだ遅いんじゃないかというふうな話もあつてですね、もちろんそれは校長と話しながら進めてきたところでございます。で、来年度から5年生・6年生というふうなことになるんですけども、部活動、一緒にやるんですけど、5年生・6年生の場合の部活動っていうふうなことになるりますと、実際には小学校にはクラブ活動というふうな、要するに教育課程の中のコマを取ったところにあるもの、それとの兼ね合いついていうふうなもの、実はあつて、そういったところも考えなくちゃならないっていうことがありました。

ここで話ししたいのは、部活動っていうふうなものの目標、これはグランドデザインという色麻学園の中で書いてるところ、ちょっとだけ読ませていただきます。目標でございます。共通の興味、関心を持つ生徒が集まり、より深い探求活動を実践し、各種大会やコンクールへの参加を通し、専門的な知識、技能の向上を目指すというふうなものが目標でございます。それに向かつて目的があるわけでございますが、その目的というのが、約束を守り、仲間と協力し、公正な態度の取れる児童生徒、児童とちょっと入れたのは部活、5年生・6年生入るから、今、児童って私、あえて、書いてないんですけど、入れました。本当は生徒ですね。今度、児童、なります。それから、積極的に練習に参加して体力、技術の向上を目指す生徒。これも児童、入つて児童生徒というふうなことになります。

今野議員からおっしゃいました、そういった中での教育的効果っていうふうなものが

あるとすると、子供たちの自己肯定感につながるようなというふうな工夫はあるのかという話、されました。私、自己肯定感っていうふうなものは、個人的に申し上げるんですけど、ずっと私、テーマにしてきたことをごさいます。自己肯定感っていうのは、なかなか日本国内では外国に比べますと低いというところがあります。御承知のとおり、平成25年に先進5か国で取った自己肯定感は、日本、非常に低かったというふうなことは御承知のとおりというふうなところをごさいます。そういった中で、やはり自己肯定感っていうふうなものは、自尊心と私は同等の言葉だというふうに思います。自尊心というのは、自分を尊いと思う心でございますよね。これが自信とどうなのかというと、似て非なるものでございまして、自信とはちょっと違うというふうなことをごさいます。自信というのは、勝つと自信っていうふうななりますけど、負けたらじゃあ自信がないのかって話になってしまいますけども、そうじゃなくって、自尊心っていうふうなの、負けても自分は、自分を尊い心と思うんだっていうふうなところ、そこに持っていくっていうふうなことが様々な経験じゃないかと。今言ったような、すいません、長くなって申し訳ないんですけども、目的というふうなものにつながるのかなというふうなところで、最初の今年、出だしでございます。ここからまた様々な面で学校でも考えて、5年生・6年生のことをいろいろ考えていきたいとしたいと思います。

まずはちょっと最初ですね、いうことをちょっと御承知いただきたいのとともですね、小学校の先生方には、部活動というふうなもの、小学校の先生方は部活動っていうふうな校務はないんですけども、実際入りたいというふうな小学校の先生方がおりました。そういった方々にも加わっていただきまして、5年生・6年生の指導も仰ぐというふうなことになっておりますので、まずは今年、そのような形で始めさせていただきたいとしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 教育長、どうもありがとうございました。

やっぱり、教育長おっしゃるように、自尊心ね、これはやっぱり必要ですよ。だから、そういったのをどうやって育てていくかっていうと、非常に難しいんですよ。やはり1つは成功体験を重ねることが大切だと思います。だから、成功体験だから、難しいことをやるんじゃなく簡単なことからどんどんとね。だから、遊びから始まるんだということになりますよね。そういったことも含めてですね、非常に難しい課題、あります。

そして、最終的に、やはり予算的なことですよ。予算。

それから、もう一つ、さっき課長、言ったけど、ライセンス。資格。どういった資格が必要なのか。

前は、昔はですね、日本体育協会、今はスポーツ協会なんだけども、そのスポーツ指導員、C級があればいいですよということで、私も若いときに地域社会指導員、それから、剣道のほう、それからC級も通信教育で取ってですね、持ってました。ただ、4年に一度、更新しなきゃいけないし、そして、更新するのに更新講習会をやらなくち

やいけない。C級のほうは通信教育でいいんですが、種目のほうはですね、そのとこに、どこに行きなさいと。1泊2日、2泊3日で研修しなきゃいけないという非常に負担が多くてですね、50何ぼまで持ってたんですが、それから行かなくなりました。百姓しながらやってるわけだから、なかなか休みも取れないしね。何月何日何時まで来いなんてところにはなかなか行けないということで、やめてしまったんですが。ただ、そういったライセンス的なことはスポーツ少年団が持っている資格でいいとか、そういったことも含めて議論をしていただいでですね、きちっとしたもので指導者、あるいは、子供たちが惑わないようなスポーツ振興を図っていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（天野秀実君） 以上で、9番今野公勇議員の一般質問が終わりました。

次に、1番工藤昭憲議員の一般質問の発言の許可をいたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。1番工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 今回も座ったまま質問させていただきます。

なお、今回、息子がコロナになってしまいまして、それを家族で感染しまして、今日で9日目でございますので、マスクをしたまま質問させていただきます。多分、本人がやわいもんだから菌はないと思うんですけども、万が一っていうことを考えてこのままさせていただきます。

まず、マイナンバーについて、今回、一般質問を出しました。昨年12月でしたかね、町長の行政報告にもあったんですけども、その時点ではマイナ保険っていうものがまだ制度化されてなくて、導入予定だよという形の中での12月2日からマイナ保険証という形になったように記憶しております。また、どなたか一般質問したような記憶もありますけれども、状況が変わりましたので、改めて一般質問をさせていただきたいなと思います。

この制度は、今さら言うまでもなく、行政の効率化、さらには、生活の利便性とか公平な社会を実現するためどうのこうのって言われてますけれども、よいところもあるかもしれませんが、そうでないところもあるのかなという思いがありますので、まず、基本的なことから確認しながら進めていきたいなと思いますので、よろしく願います。

それで、通告していた内容ですが、まず、1月末時点の対象者は何人ですかと。申請件数と登録件数は、その後、解除された方はありますかということで出しましたので、まず御回答をお願いします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 工藤昭憲議員のマイナンバーカードについての質問にお答えをしたいと思います。

まず、1月末時点での対象者は何人かと。それから、申請件数と登録件数は幾らか。それから、登録後に解除された方の人数はどれほどかということでございますので、町の1月末現在の対象者については、6,092人となっております。申請件数は、亡くなった方や申請時に申請内容の不備、写真などの撮り直しなどの再申請を含めた累計で

6,202件、町で交付した登録件数として累計で5,668人となっております。それから、マイナンバーカード取得後に解除した件数、いわゆる返納件数につきましては、現在まで4件の解除の申請がございました。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 対象者は何人かって、町民だということは分かるんですけども、要するに、人数を確認したくてこういうふうに出したわけですけども、今現在、6,092人だけが対象者だということでありますよね。その中でいろんなことがあったにしても、写真取り直しとか再申請含めた中の6,202件の申請があって、5,668人が今現在、登録しているということでの回答であります。

その中で、今までの制度改正、もう10年近くなるわけですけども、たしか。その中で、町として担当課としてトラブルという言い方が正しいかどうか分かりませんが、申請に来たり、またマイナカード関係について何かそういう町民のほうから申請者と言えば町民ですね、町民のほうから何かあったのかどうか。そいつをちょっと確認したいと思います。なければいいです。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

申請があってトラブル等々があったかということでございますけれども、今までトラブルについてはなかったかということで認識しております。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） ということは、本町ではマイナカードについてはそういうトラブルという言い方はやはり当てはまんのか分かりませんが、クレーム含めてなかったというふうに認識すればいいわけですね。理解していいわけですね。はい、分かりました。

その中で、1個、いろんな不安、ある中でも一番不安な要素っていうのは、多分、何かあったときに補償っていうんですか、要するに登録者が損害を受けた場合。自己管理の面であった場合は当然なんないと思うんですけども、そうでない、適正な使用をしたにもかかわらず何らかの形でデータ流出とか、また、それに伴って損害が発生したとかっていう場合は、補償っていうのはあるんでしょうか。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

データ流出等々につきましては、データそのもの自体が国のほうで管理しているということになりますので、国のほうでデータ流出等々が発生してしまった場合には、国のほうで何らかの補償なりがあるかと思っておりますけれども、町のほうでまず、入力する段階で間違っただような場合につきましてはすぐさま修正させていただきまして、補償というのは今のところ考えていないというところでございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） マイナンバーカードについては、当然、国の責任でやっているわけですよ。町の職員がもしミスがあったとすれば、今言ったように、打ち込みの段階での間違いはあるかもしれませんが、ただ、そのことで何らかの情報の流出とか、それから損害が発生するというような事例は考えられませんよね。だから、あくまでも国の責任の中でカードを利用する中で、自己管理、しっかりしていたにもかかわらず、データ流出したり、または悪用されたりして被害が発生したときには、町でしていただきたいという意味でなくて、国でするんですかって聞いたんですけれども。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 議員、おっしゃるとおりですね、国のほうで流出すればですね、国のほうで何らかの手当はするということになるかと思います。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 国のほうに確認したわけでないんだと思いますから、確実に補償しますとか、できますとか、するとかっていう答弁はできないんだろうなという理解はしますけれども。やっぱりカードってというのは、いろんな情報、入ってるわけですよ。生年月日から住所から個人のいろんなデータが。やっぱりその中でそれを、私たちは多分、ここにいる方、全員がそれをどうやって悪用するかっていうことは想像できないんですけれども、そういうのを使おうという発想はそもそもないんだと思うんです。だから、そういう考えの人だけが、いないから困るんですよ、世の中。だからやっぱり、中には二の足踏んでる方が、さっきの答弁の中に登録件数、申請件数は6,202件です、5,668人がその中で登録してますよと。でも、実際は6,092人が対象なんだと。だから、まだしてない方は、それ以外の事情でしてないのかもしれないし、また、マスメディアで言われるような、不正利用なり何なりされた場合どうしようかなということに迷ってる方もいるんでないのかなという思いがしますよね。その中で適正な管理をしながら、なおかつ不正利用された場合はちゃんと国で補償するんだよというような、そういう安心感があればもっと、ある意味で言えば100%なるかどうか分かりませんが、やっぱりそういう数字に近づけるためには、やっぱりそういうこともしっかりとっておかないと駄目なのかなと思ったもんですから聞いたんですけれども、担当課としては、そこまでは把握してないというふうに、やるかもしれませんよという、そういうニュアンスの答弁だったというふうに理解します。まず、担当課としてね、それ以上のことは、言明はできないんだろうなと思いますので、その辺についてまず、ここでは取りあえず収めておきます。

その中で、18歳以下の対象者っていうことで出しましたけど、②。このことについて、まず回答をいただきます。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 全体の中で18歳以下の対象人数と登録者はということでございます。令和7年1月末現在です、18歳以下の対象人数につきましては、854人ということになっております。登録者数につきましては、同じく1月末現在で687人

ということになってございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） ありがとうございます。18歳以下は854人ですよと。その中で687人が登録してるという回答ですけれども。

何でこんなこと聞くのかなって思うかもしれませんが、要するに、生まれたばかりの子供でも対象になるっていうことですよ。そうしますと、申請に、出生届を出しに行ったときに、多分マイナンバーが増やされると思います。そうですね、たしかね。マイナンバー、ナンバーが付与された時点で手続は当然可能だと思います。まず、んで、そいつを確認します。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

お子様が生まれた段階ですと、出生届と同時にマイナンバーカードを申請することは可能となっております。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） ありがとうございます。

その登録する際、両親は当然大丈夫だと思うんですけども、両親の親兄弟とか、要するに、じいさん、ばあさんに当たる人、または、弟、兄貴、姉、妹、そういう兄弟でもマイナンバーカードの登録ができんのかどうか。または、他人がもしかしたら行く場合もゼロではないと思うんです、何らかの事情で。その場合でもできるのかどうか、マイナンバーカード登録が。その際、そして、必要な書類っていうか、確認するための何かそういうものって必要なのかどうか。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

基本的に、基本的にと申しましょうか、法定代理人であります親権者のほうが申請者になるということでございます。今、申し上げられましたおじいさんとかおばあさん、兄弟につきましては、申請することはできないということになっておりまして、仮に父親、母親が亡くなってしまった場合に、その方が未成年後見人ということになりまして、その方であれば申請ができるということでございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 要するに、誰でもいいということではなくて、あくまでも親権のある方、基本的には父母、または、父母がいない場合も想定される中で法的に認定された親権者というふうな認識ね。

そうした場合、最初にお尋ねしたように、誰でもよいつていうことではなくて、今の答弁は理解しました。その中でのそのときの書類っていうか、身元確認する書類っていうのは必要ないんでしょうか。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） すいません。答弁漏れしておりました。

そのときの書類といたしまして、出生届と一緒に申請する場合には、母子健康手帳なり、あと多分、乳幼児受給証なり、その辺の書類が必要になってくると。あと、併せまして、法定代理人、父親と母親なんですけれども、その人の本人確認書類というものが必要になってくるということでございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 特別、例えば、免許証だとか、謄本だとか、抄本だとか、そういうものは必要ないですよ。あくまでも乳幼児の証明書とか、母子健康手帳とか、そういうものがあれば基本的には両親であれば、または、親権のある人はそれでできますよってということね。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 説明足らずで申し訳ございません。

法定代理人のですね、お父さん、お母さんの顔写真付であれば1つ、免許証なり、顔写真がなければ2種類の証明書が必要になるということでございます。

○議長（天野秀実君） 1番工藤昭憲議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時54分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。1番工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） さっきの質問、②の中で2番目に聞いた中でちょっと、1つ確認したいと思います。

要するに、手続すんものには両親だけだよと、基本的には。または、親権者ね。その中で、乳幼児受給者証と、それから母子手帳だかあればいいですよってということなんですけれども、それは、ほかの人がそいつ持ってって申請はできないってということ。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） それにですね、今、申し上げました乳幼児受給者証と母子健康手帳、それは子供の分ということでございます。で、申請しに来た本人の本人確認書類というものが必要になってくるということでございます。ですので、生まれた子供の分、あと申請しに来た親、もしくは法定代理人の人の本人確認書類が必要になるという

こととございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 要するに、届け出す人の確認するための何かは必要だっていうことですよね。先ほどは乳幼児の受給者証とそれから母子手帳があればいいよっていうような答弁だったように思うんですけども、今、ちょっと考えてね、そうかや、そうだったらいいなと思ったんですけども、だから、今、念のために確認したんですけども。要するに、両親であろうと本人を確認するものは必要だよっていうことでしょう。はい。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） そうした場合、当然、本人は、マイナンバーカード、登録してれば、それは当然使えるわけですよ。でも、今までは、こいずはまだ、まず、いい、分かった。だったら、いずれにしても登録に行くには必ずそういう、必要なんだよっていうことね。身分、証明するものがね。

議長に休憩中に何か足りない部分、回答、足りない部分、なかったかって言われて、改めて思い返したんですけども、ほんでいいのかっていうちょっと思いがあったもんですから、改めて休憩挟んで聞き直したわけですけども。

慌てなくていいので、明確に、正確に答弁をしていただければありがたいと思います。明確にできなければ、書類をしっかりと確認して、資料を確認してから答弁していただいても構いませんので、慌てないで正確な答弁をお願いしたいと思います。

まず、②についても分かりました。

では、③に移ります。

その中で、被用者と非被用者の人数、登録人数は何人かということで聞きました。これの回答をお願いします。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 全体の中で被用者と非被用者の人数と登録者数は何人かということでございます。

国民健康保険と後期高齢者医療制度の非被用者につきましては、令和6年12月末現在で国保の対象者が1,266人、後期高齢対象者が1,190人となっております。登録者数につきましては、両保険事業ともですね、両システムでは集計することができませんで、登録者数の正確な人数を把握できない状況となっております。

会社員などが加入します健康保険組合、共済組合などの被用者につきましては、会社の保険組合、共済組合が管理しておりまして、町で把握することができない状況でございます。人数につきましては、町全体の対象者から非被用者を差し引いた約3,600人ほどが被用者の人数になるものと思われまして。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 12月末時点で国保対象者は1,266人だよと。後期高齢者対象はその中の1,190人だよっていうことで、被用者についてはシステムが違うためにいわゆる、

把握はできないんだよっていう答弁ですよ、答弁かと思いますね。やはり町で管理してる国保、後期高齢者はやっぱり厚生年金関係、社会保険関係の、言われればなるほどなと思ったんですけれども、やっぱりシステムが違うわけですから当然、分かんないわけだよ、なるほどね。でも、その中でも非被用者については3,600人程度が該当者だよという回答ですけれども。あんまり社会保険とか、国保については、自分は国保に入ってるもんですから、ある程度は理解するんですけれども、やっぱり社会保険関係っていうのはあんまり分かんないんですね、適用なったことないもんですから。だから、どういう内容、なってんのかなという思いで聞いたんですけれども、ある意味で確認だね。この③についてはまず理解をしました。分かりました。

では、④に移りたいと思います。

質問要旨として出してるのが、12月2日より健康保険証の新規登録が停止されて、マイナ保険証の登録・利用が基本なつたんですけれども、2月末というふうに出してしまつたんですけれど、こいつミステークで、1月末ですよ。2月末っていうと四、五日前なわけですから、当然できないと思いますので、回答書では1月ということを出していただいておりますけれども、1月末現在のマイナ保険証の登録状況、人数をお願いしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 議員、1月末ということで、今、説明したんですけれども、国保とですよ、後期のシステムの最新情報というのが12月末と。12月末の情報が一番最新ということで、12月末の情報ということでお話しさせていただければと思います。

12月末時点でのマイナ保険証としての登録状況になりますけれども、国民健康保険で被保険者数、1,266人になります。マイナ保険証登録者数につきましては、961人となっております、被保険者に対する登録率は75.9%となっております。

後期高齢者医療制度では、被保険者数で1,190人になり、マイナ保険証登録者数は812人ということになっておりまして、被保険者数に対する登録率は68.2%になっているということでございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 今、回答いただいたんですけれども、回答書では12月末というふうに出てんですけれども、12月末ね。

登録者が、国民健康保険者数では1,266人、マイナ保険証に登録した人はその中で961人。後期高齢者医療のほうでは、1,190人が被保険者で登録者は812人ですという回答なんですけれども。

要するに、12月2日から開始になったわけですから、約1か月の間にこれだけの登録者が増えた、登録してもらったっていうふうに理解すればいいわけですよ。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

マイナ保険証につきましては、12月2日以前からも登録することが可能でございましたので、それ以前に登録した方も含めてということで、全部の数でこの人数ということになりますので、御理解いただければと思います。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 12月2日というのは、要するに新規の保険証の発行はしませんよというふうになった日ですよ。そうですね。じゃあ、ちょっと勘違いしました。そうですね。それ以前からマイナ保険証の登録は始まっていたんですよ。12月2日っていうのが頭、どっかにあったもんですから、1か月足らずの間に随分と登録した人が多いなと思ったもんですから。なるほどね。はい、分かりました。

その中でね、はい、議長。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 今ある保険証、これがまず、1年は延長するっていう発表されてますよね。1年発行して、何日に発行するんだか手続によって皆違うと思うんですけども、発行日が。いや、違う、違う。だって、保険証の有効期限っていうのは、町民一律なの。ああ、そう。要するに、7月いっぱいですよ。うん。

そうすると、7月いっぱい保険証の新規の発行は、それ以降は、12月2日以降はしないで、それで、マイナ保険証にしないと1年間は延長されますよということですよ。で、その1年後にはどうなるの。要するに、今年の7月で保険証の期間が終了して、12月2日以降は発行しないわけだから、そうすると、来年の7月までしかかってないわけですよ、マイナ保険証にしない人は。ただ、そうすると、1年間延長されるというのは、どの時点から1年間延長すんのかも分かりませんが、いずれにしても、多分、有効期限の1年延長だというふうに理解します。そうすると、来年の7月末で資格証明書みたいなのが、多分、延長、そこでストップするわけでしょう。そうした場合、その後はどうなるのか。それまでに登録すればいいんですけども、登録しない人、何らかの事情があって……

○議長（天野秀実君） ここまでのことを、今、答弁していただきます。今までの点について、回答をお願いします。町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

マイナ保険証にしない場合ということで、今現在、マイナ保険証を持ってる方はそのまま使えますけれども、持っていない方、もしくはひも付けしていない方につきましては、7月末時点で資格確認書というものを発行いたします。それで病院のほうとかにかかっていたかどうかということになります。それは7月末ですので、8月1日から1年間有効ということになりますので、それで医者の方にかかっていたかどうかということになります。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 今、本員がお尋ねしたのは、年明けてしまったから、去年の7月いっぱい保険証、今まで発行していたやつは再発行しませんよという、12月2日以降

は。そして、去年の7月だからその間に、来年の7月まで使えんのは分かん。それ、別に手続しなくても使えるわけでしょう。去年の7月に、要するに8月1日から発行された分については、来年の7月30日だか31日までは使えるわけだから。だから、その後はどうするんですかって。したら、資格証明書、出すと。その資格証明書を出して、さらに1年後にはどうなんのかっていうことなの。再度発行するの。

○議長（天野秀実君） はい。それでは、ここまでの回答を町民生活課長、お願いします。町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） それ以降も、同じように資格確認書を発行するということになります。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） そうすると、マイナ保険証にした意味が、制度を変えた意味がないように思うんだけどね。要するに、その繰り返ししていけばいいわけでしょう、そうなってくつと。だから、そうなってくれば、制度の不備だっていうふうになってくるんだよね。だから、やむを得ない事情があって1年間延長するための資格証明書を出しますよと。だから、何回も言いますが、去年の7月いっぱいまで切れてる人は、去年の8月1日から使える保険証を今年の7月30日だか31日までは使えるわけだ。その後に、手続しない人に関しては、そこから8月から使えるための資格証明書を発行しますと。それは1年間有効ですよ。その資格証明書が発行されてから1年後はどうなるんですかって言ったらば、また発行しますという話だ。

そうすると、それはマイナ保険証という制度の不備に捉えるんですけれども、意味がないような気がするんですけれどもね。だから、その間に何かマイナ保険証に移行するための手続を何か促すための何かを何とか何とかっていう、そういう制度的なものがあるのかなと思って聞いてんの。なくて、そいつが延々と延長されるというふうに理解していいんですか。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

今ある保険証とマイナンバーカードをひもづけた時点で、資格確認書っていうのは発行されなくなります。で、マイナンバーカードと今ある保険証、別々にしてる場合には、ずっと同じような方法で資格確認書が発行されるということでございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） それでは、資格証明書なるものはマイナ保険証に手続しなければ延々と1年ごとに発行されるっていうふうの回答ですよ、今ね。何かね、利便性、高めるためにしようとしてる制度が、果たしてそれでいいのかっていうふうに思うわけです。だから、その間に国で何らかの手を、何らかという言い方が正しいかどうか分かりませんが、そういうマイナ保険証に移行するためのプロセスを何か考えてんのかなという、そのための1年間、資格証明書、発行して1年間の有効期限っていうのを設けたのかなと思ったんです。それが、今の回答ですと、資格証明書は期限切れても

さらに発行します。その次の年にもマイナ保険証に手続しなければ、また1年間使える資格証明書を発行しますと。なるほどね。何か全然利便性高まんないような気がするんですけど、このことは町民生活課長と議論してても始まんないんで、これはそれで収めますけれども。

ただ、その中で、マイナ保険証にすると、いろいろ便利になるよと。ただし、窓口で手続するときには、例えば暗証番号使わなくてもあるかもしれないし、便利になって顔認証ということも、今、やっていますよね、たしかね。顔認証ね。何か見えますと……

○議長（天野秀実君） 工藤議員、ちょっと待ってくださいね。

回答をするときは、挙手をして回答願います。そうでないと、単なるやり取りになりますので、その辺だけひとつよろしく願います。

工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 私も病院に最近頻繁に行く用事ができてしまいまして、個人的に。たまに見てるんですけども、何か機械の前に立って、カード差して、そして、よく見ると、カメラみたいなので何かやってんですよね。ああ、これが顔認証なんだというふうに思ったんですけども。顔認証する際に、私のように立って顔認証できない人はどういうふうにして顔認証っていうのをすればいいのか。

○議長（天野秀実君） それでは、町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

顔認証できない場合には、4桁の暗証番号があるかと思えますけれども、そちらのほうでも認証が可能ということでございますので、そちらのほうでしていただければと思います。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 暗証番号を入力すれば使えるよってということね。

私もときどき忘れるんですけども、マイナカードっていうの、今までほとんど使ったことないんです、私はね。ほかの方はどうか分かりませんが。そうしたときにね、暗証番号、忘れてしまうの。特に、私ももうすぐ、今年誕生日来ると、あと3年すると後期高齢者になります。それまで生きてっかどうかわか別にしてね。そうしたときに75歳を境にしてという思いはありませんけれども、どうしても年齢重ねてくると物覚えが悪くなる、物忘れがしやすくなる。顔認証すれば手続できると思って行ったらばできない。あら、どうしようという思いが先に立つ。そして、窓口でできません、なりませんって言ったときに、じゃあ暗証番号打ち込めば大丈夫です、ここにカード置いてくださいって、多分、案内はされるんだと思います。しかし、暗証番号を忘れたときどうすればいいんでしょう。

○議長（天野秀実君） それでは、町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

顔認証もできない、あと暗証番号も忘れてしまったという場合には、病院のですね、

事務局のほうに申し出て、目視モードというものに変えることが可能だということです。目視モード。目視モードというものがございまして、それによって事務の方が本人であるというのを確認して、それで医療を受けることが可能だということになっているそうでございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） そうすると、マイナ保険証で確認できるってということね、窓口の方が。

○議長（天野秀実君） お願い申し上げます。職員の皆さんにおかれましては、質疑をしてる最中に返事はしないでください。質疑が終わったら、挙手をして回答していただきます。それまでは質疑に徹していただきますので。そのように進めますので、よろしくお願ひいたします。

工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） もう一遍、言いますけれども、窓口で暗証番号も顔認証もできなければ、窓口で事務担当の方がマイナカードを見て本人かどうか確認するっていう回答ですけれども、全然利便性高まんないんだけっともね、そうすると。

そういう話になってくると、手続してもメリットがないような気がするんだよね、これね。だって、年寄りね、腰の曲がってる人もいるし、私のように病氣してしまえば、当然、車椅子で長く生活する人も出てくる。幸い私は最近こうやって歩けるようになったから、顔認証のカードリーダーっていうんですか、その前で顔認証ができるかもしれません。二、三分だったらば。でも、普通の人には本当難しいんですよ。さらに、自分の暗証番号、当然そういう方だから、家族、必ず随行していくと思います。でも、家族だってね、自分の暗証番号を覚えるのがやっとなのにね、じいちゃん、ばあちゃんの分、どうなのかなと思うんだよね。そうした場合、多分どっかに書いておいて、そいつを見ながらこうする。ところが、国で言うてるのは、そういうようなものに書かないでくださいと。また、暗証番号を押す場合は後ろから見られないようにやってくださいとかって何か指導してるようです。そういうことを考えたときに、おいそれと窓口で暗証番号、言ったり何かもできないんだと思いますし。だから、そういうことを考えたときに、こういうものに対しての弱者って言い方、正しいかどうか分かりませんが、利用するのに難しい方々に対しての配慮が足りないんでないかなと思うんです。ただ、これもさっき言ったように、町民生活課長に言っても詮ないことなんですけれども。やはりそういうデジタル関係の弱者に対しての配慮がいささか欠けてるような制度でないかなと思ってんですけれども、やっぱりその辺を担当課長として県なり国なりのほうに上げながら、制度の改善をやはり求めるような、そういうことをやっていただければなと思いますけれども。一応、確認します。

○議長（天野秀実君） 一般質問だから。町長。

○町長（早坂利悦君） マイナンバーカードについては、国の政策ということでされてるわけですので、多分、不備があることもないとは言えないと思います。そんなことも含

めながら、相談をして、まずもって代議士のほうにちょっと相談をしてみてもいいですね、私も十分、全部把握してるわけでありませぬので、そういう不備なことがあるか、ないかも含めて、ちょっと相談をしてみたいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 今、町長、答弁されたように、制度っていうの、何でも100%、完全っていうことないんですよね。やっぱりやってみたら、ここも違う、あそこも違う、想定と違ったからどうしようという問題がいっぱい出てくんだと思うんですけれどもね。やはりそういうのが、要するに、実際に窓口を担当してる自治体、要するに市町村とかそういうところから上がっていかないと、やっぱりそういう改善点っていうのは把握できてこなくなんのかなっていう、そういう認識が出てこないんだと思うんですよね。県とか国の担当者っていうのはね。もちろん、国・県の担当者も全て、100%だと思ってこの制度を、どの制度もそうだと思いますけれども、進めてるわけではないんだと思いますので、やはりそういう実際のそれを運用する自治体の声を届けてあげないと改善はなんないと思うので、ぜひやっぱりその辺は、これからさらにいろんな問題点が出てくんなかなと思いますので、そういうことも踏まえながらそういう声を届けるっていうのはやっぱり必要だと思いますので、その辺についてはしっかりと対応していただければと思います。

その中で、マイナンバーカードなくした場合、要するに紛失した場合、辞典に載ってる言葉を使えば。紛失した場合、再発行の手続をしますよね。聞いてますか、課長。何か聞いてんだか、調べてんだかちょっと分かんないから。カードをなくした場合、再発行の手続をしますよね。その際、本人の確認をしなくないんだと思うんですけれども。そうですね。まず、それを確認します。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

再発行の場合にも本人確認は必要になってきます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） カードをなくした場合は、本人の確認をする必要があるという答弁です。

今までは免許証とか、本人確認する際ね、健康保険証、そういうものを提示すれば本人確認っていうの、できましたよね。まず、一つ一つ確認します。今まではなくした場合、再手続する場合は、本人確認のために免許証だとか健康保険証とかあればできましたよねということなんですけど、イエスかノーか。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、免許証なり本人確認書類が必要になるということでございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） ところが、不幸にして、マイナカード、マイナ保険証にした場合、本人を確認するツールが1つなくなりますよね。保険証、ないんだから。そうでしょう。マイナ保険証に登録すれば、保険証、ないんだから、というふうに認識するんです。

それから、御存じのように、今月の24日以降は免許証もマイナカードで運用されるようになります。そうした場合、本人が希望しなければ免許証もマイナカードと一体化されます。そうした場合、何で確認するのでしょうか、再発行の手続。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

顔写真付のですね、免許証も必要になりますけれども、パスポートなり、あとは身障者手帳なり、そういうもので……。

すいません。顔写真付の証明書がない場合につきましては、介護保険証なりですね、あと年金手帳、年金の証書なり、2つ持ってきていただければ本人確認ができるということになってございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） あのね、普通、我々だってね、最初にマイナカード登録したときに、本人を確認するためのものを持ってきてくださいって言われて、車に戻って、そして免許証を持ってきて登録した記憶があるのね。

ところが、後期高齢者って言われる方も含めた一般的に年寄りという言い方される方が、嫁さんなり娘なり息子なりに連れられて役場にそういう手続に来たときに、そういうもの全て持っていきますか。今までだったら、健康保険証あつからこれでっていう思いが、大概の人、一緒にしてんの、保険証は。だから、あんまり、二度も三度も窓口足に足を運ばないでできたの。やっぱりその辺の利便性を高めるっていう意味からすれば、本末転倒だと思うのね。本人を確認する資料がなくてさ。家に行って今度、後期高齢者証なり何かのそういう本人を確認するものを探して、また手続に行かなかないんだよ。

だからね、12月2日から保険証はもう一体化になりますっていうPRは分かってんです。国でやってるやつ。

そういえば、町で出したやつ、どっかにあったと思ったな。ああ、あった、あった、ここにあった。マイナンバーカードを取得しようという町の、ああ、こいつ、町でないんだね。みやぎの国保だから国保連合会から出てんだと思いますけれども、町ではないんだな。

その中で、12月2日からのやつについては何も載ってないんです。そして、なくしたり何かしたときのやつを、マイナカードをなくして再手続する際のそういう案内なり何なり、何も載ってないんです、これにね。だから、やっぱり、一般質問でお願い、要望で駄目、駄目ということはないけど、そうではなくて、これはどうなんだということが一般質問なんだそうですけれども、やはりこういうリーフレット、パンフレットを作って、こういう場合はこういうの必要になります、カードをなくして再登録する必要があります、その際はこういう本人を確認するための書類、資料が必要ですよとかっていうふ

うにやっぱりしていかないと、2回も3回も窓口に足を運んで、こんなの面倒くせえやということではなくなる可能性だってあるわけですよ。やっぱりそういうことを防ぐためにも、何らかの町としてそういう再登録を必要な方に対して二度も三度も窓口足を運ばなくてもいいようなちゃんとしたものを町で発行してもいいのかなと思ったんですけれども、その辺についてはどう考えますか、町長。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そういう心配もないぐはないということにはなりますね。いずれ町で発行ということにはなるかもしれませんが、指導は国なり県なりのそういうことに対する指導を得て、そして、町独自で知らしめるということになろうと思いますので、町独自の判断だけではできないかもしれませんので、そのことについても慎重に問合せをしながら進めたいというように思います。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） そうしますと、国に直接聞くわけではないと思いますので、多分県だと思っんですけれども、県の保健衛生部か何かだったと思いますけれども、そこに確認をしながら、その指導に従ってそういうものを発行するなり何なりということも、考えはあるというふうな回答と取っていいわけですね。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） はい、分かりました。

やはりデジタル的なもの、パソコンだとか何とかそういうものも含めて、やっぱり本当に使いようも知らなければ、だから、言われたまんまに皆、手続してしまうんですよ、多分。だから、そういう本当にデジタル弱者って言われるかもしれないそういう方が結構多いんだと思います。我々よりずっと下の年代、50代ぐらいの方々はどう、ちょうどパソコンとか何とかっていうものが世に普及してきた時代、世代の方々で、そういうものに親しんでる方々は問題なく手続も何もできんだと思っんですけれども、皆一律に同じではないんですよ、こういうものについては。だから、⑦で24条・25条についてどうですかっていうのを出してんですけれども。やっぱりね、町で勝手にそういう国の制度についてけちをつけるような感じのものを出せないのは分かります。けども、そういうデジタルに親しみが無い方もいるんだっていう中で、そういう方に配慮をした何かっていうのは、やっぱり可能であれば、不可能ではないと思いますけれども、可能であれば出すべきだと思っんですけれども。町長は前向きに県と相談しながら、前向きな答弁だというふうな受け取って、これはここで収めます。

ただ、その場合ね、課長ね、再発行するとき、例えばさっき言ったように、本人を確認すんのには家に戻らなければそういう資料がない、確認するものがないという人がいたときに、では、役場の中でそのままその人がいたとこで家族等同伴してきた人がいたときに、すぐ手続できるようにする方法っていうのはないんですか。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

現在の制度上ですね、どうしても本人確認書類っていうのは必ず必要になるということとでございますので、1回来てもらって大変申し訳ないんですが、本人確認書類を持ってきてくださいということで、今現在は進めているというところでございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） これは意外な回答をもらったんですけども。役場の中には、工藤昭憲っていう人が申請に来た。申請に来た理由は、マイナンバーカードを紛失してしまったために再登録したいんだと。でも、マイナ保険証にしたためにカードと一体化されてる。免許証も返納したり、またはカードと一体化してくださいっていう申請をして、そうすると2つともないわけだ、本人を確認するツールが。そうしたときに、窓口に行ったらば、さっきの回答ではないんですけども、高齢者受給者証だとか何だとかってそういうものを提示すれば大丈夫ですよという回答だ。でも、家にありますということになってくつと、家に行かなくない。小栗山の人は小栗山まで戻らなくないの。南大村の人は、大原の人は、そこまで戻らないとないわけだよね。そのときにそれ以外の手段、ないんですかって聞いたらば、ないんだと。家に戻ってそういうものを持ってきて手続きしてもらわなくないんだという回答だ。

町には工藤昭憲っていう人を確認する手段はないんですか。

○議長（天野秀実君） 1番工藤昭憲議員にお諮りいたします。

ただいま工藤昭憲議員の一般質問に対する答弁となりますが、休憩後にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後3時47分 休憩

午後4時05分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。1番工藤昭憲議員の質問に対する答弁から始めます。町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 確認するものがないのかということでございますけれども、やはり今の制度上ですね、介護保険証なり、あと年金手帳、証書なりを持ってきていただければ、持ってきてもらわなければいけないということでございます。

もしなければですね、年金事務所などに行ってもらって証明書のようなものを出していただくということが可能かと思っております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） だから、そういう年金手帳だとか何だとかって、忘れたときに役

場内で確認を取る方法、ないんですかって聞いてんの。ないっていうこと。再度、答弁。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 先ほど申し上げましたとおり、制度上、やはり本人確認証がなければ再発行の手続、取るということができないということでございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） だから、課長ね、本人を確認する、それを証明するものがなければ再発行はできないよと、再登録できないよというのは分かん、制度の趣旨だから。

でも、年金証書も、何か本人を確認するために家に戻らなくても、役場内でそれを確認するもの、ないのかって聞いてんの。何のために聞いてっかっていうと、役場の中に、行政システムの中にさ、住民基本台帳の中だか何かよく分かんないけども、役場の中に謄本とか抄本、あるでしょう。それではできないの。何のために役場あるの。

○議長（天野秀実君） はい。これはどなたになりますか。町長に対する質問にはなっていますが。

工藤昭憲議員に申し上げますが、ただいま一般質問続行中ですが、回答が出そろうまで暫時休憩をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、執行部の回答が出そろうまで暫時休憩をいたします。

午後4時09分 休憩

午後4時18分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。1番工藤昭憲議員の質問に対する答弁から始めます。町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 大変お待たせして申し訳ございません。

先ほど申し上げましたとおり、町のほうでは、今、定められている国からの指針に従ってやるしかないということでございますので、これ以上でもなく、これ以下でもないということで、どうしてもそういうような見解ということでございます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） さっきの前段の質問でも言いましたけれども、やっぱり不備があるんだと思うんですよ。こういうケースっていうのは、今、指摘されてるように、紛失するというケースはないわけではないわけですから、そうなった場合に窓口に来ての再発行をお願いしたい、そのときに本人の確認するすべがない。これは、色麻町のような規模ですから、それは皆さん、分かっからいいんですけれども、大きい町であれば、当然、今言われたようなことで不備が出てくると思いますので、そういうことも含めていろいろ関係する機関に相談をしていきたいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 課長、また、町長の答弁、もっともなのかどうか、確信は持てないんですけれども。

例えば免許証、例えば保険証、例えば年金証書、または、謄本、抄本、そういうものってというのは公的文書ではないんですか。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

今、申し上げられました謄本、抄本につきましては、公的なものになるかと思えますけれども、それを取るのにもやはり身分証明書なりが必要になってくるということでございますので、それを取るすべがなくなってしまうと、もうどうしようもないということでございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 前段で振ってますけれども、高齢者という言い方してる。そうすると、当然、言葉足りなかったから改めて言うんですけれども、同伴者がいるというふうにとってもらったのかなという思いで質問したのね。だからそこに、抄本っていうのは個人ですよ。謄本っていうのは家族の分でしょう。違いますか。私の認識が間違ってたらば、ごめんなさいだね。抄本っていうのは個人を証明するもの、謄本っていうのは家族を証明するものでしょう。家族を証明するものの中に申請者、工藤昭憲っていう人がいる。その工藤昭憲っていう人がマイナンバーカードをなくしたために再発行したい。でも、それを証明するものがないために証明する資料、それを証明するものはこういうものは使えないんですかというお尋ねをしてる。その中に家族が同伴しているから、その家族が私はこういう者です、工藤昭憲の妻です、息子です、娘ですっていうものの証明されんのが謄本でしょう。その謄本の中に工藤昭憲っていう者が載ってるのに、それは使えないんですかっていうことを聞いている。そこまで言わないと分かりませんか。それは使えないんですか。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

謄本がその証明書にならないのかということでございますけれども、同じ答えになってしまいますけれども、国から示されているものが先ほど申し上げました介護保険証なりその証書になりますので、それがなければちょっと無理だということでございます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 結局ね、やっぱり不備なんだと思うんですよ、やっぱりね。指摘されてることは分かるんですけれども。簡単に言えば、謄本で分かるんだからそんでいべということになるんですけれども、そこまで国のほうからいわゆる指導されてないということに、やっぱり課長はそういうふうにしかなんないと思うんです。

それで、その辺も含めて、不備な点があるということを含めてですね、確認をして、こういう場合はどうでしょうかということ、それからお知らせをするということにさ

せていただきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） いや、私はそれが確認したかったのね。もちろん、そういうのも含めて。それで、できるとなれば今度、抄本なり謄本を取るのに手数料かかるわけですよ。300円だったか、500円だったか、ちょっと忘れちゃったけれども。だから、その場合に、マイナ保険証の登録を促進して、そしてその利便性を高めるために手続に来た人から、なくしてしまったんだということでそういう本人を証明するために、また手数料取んのかという思いがあるんです。だから、そういうやむを得ない、要するに、もう70も過ぎて、また私誕生日来ると、何回も言いますけれど、72歳になりますけれども。物忘れはひどいし、なくしたかどうか覚えてないの、もう。行って見て、探したっけ、ない。どうしよう。で、役場さ行きましょうという話で来た。ところが、そういうものがないと手続できない。だったらしないとなるわけだ。いや、謄本、抄本を、それを確認すればできますという、例えば、なったときに、それにまたさらに500円かかります、700円、1,000円かかりますということになったら、金かけてまで要らねえやということなれば、マイナカード、マイナ保険証の本来の趣旨から外れるのではないですかということなの。だから、その場合は手数料についてどういうふうに思いますかっていうこと、聞こうと思ったの。そこまで考えたくないの、こういうものっていうのは、だって。なくすことを前提に考えて発行してるわけだから、多分。けども、そういう部分で不備な部分がいっぱい、町長言ったように、あるんだと思うのね。だから、基本的にそのことだけでもいいから回答願います。答弁願います。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 手数料は、これは本人負担でしょうね。それから、マイナカード、やっぱり全部義務づけられてね、100%取らなくちゃならないんだという制度に決められて、取らなければ罰則規定なり何かの不都合なことが出てきてるといふのであれば、それは、今言ったように、何としても取らなくちゃなんないんですけども、やっぱり今のところはできるだけマイナカードに移行してくださいという、その程度でありますので、今言ったように、再発行お願いしたいと、それから、もし証明書必要だといふんであって、その場合の今言ったような書類を取らなくちゃならないって費用は、やっぱりこれは本人負担ではないかといふふうに思います。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 12分しか出ないので、⑤と⑥と⑦とまとめてまず質問します。で、時間があつたらば、また詳細についてお尋ねをしたいと思います。よろしいですか、議長。

○議長（天野秀実君） もう一度。今、よく聞き取れなかったもんですから、もう一度、すいません。お願いします。

○1番（工藤昭憲君） 見つけたんだ、今、議長のこと。

マスクをしているために聞きづらいようなので、再度、外して言います。

⑤、⑥、⑦、時間が12分足らずしか残ってないので、まとめて3問質問をして、時間があれば、再度質問したいと思いますが、よろしいですかということです。

○議長（天野秀実君） はい。よろしくお願いします。

○1番（工藤昭憲君） では、⑤、金融機関、どこでも利用が可能というある資料を拝見したんですけれども、それが私の認識で正しいのかどうか。要するに、どこでも利用できるのかどうかということ⑤で出しました。

それから、⑥は、マイナカードを利用するにはカードリーダーが必要ですが、近場で言うと、どこで使えんのか。町内ではどこで使えんのかということを出してました。

それから、⑦、デジタル社会形成基本法の24条、25条、これも言うとも長くなりますが、取組はどのように進めているのか。また、デジタル弱者と言われる人たちへの対策はということで、続けて3問、回答願います。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 金融機関でも利用可能のようですがどこでも利用可能かということでございます。金融機関での利用につきましては、各金融機関での対応になると思いますが、利用形態として考えられるのは口座開設者、住所、氏名変更手続、金融商品の申込み時の本人確認書類としての利用が考えられます。

なお、金融機関での預貯金の引き落としとかですね、積立てなど、キャッシュカード機能につきましては、マイナンバーカードに掲載されておきませんので、銀行が発行しましたキャッシュカード、もしくは窓口での入出金での手続になるかと考えられます。

次、6番目でございます。マイナカードを利用するにはカードリーダーというものがが必要です。近場で言うと例えば加美町、大崎市、大和町などではどんなところで利用できるかということでございます。健康保険証として登録、マイナ保険証にしますと、専用のカードリーダーを設置した医療機関、薬局での健康保険証、薬の処方箋として利用できるということになってございます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） ⑦番につきまして私のほうから回答させていただきます。

デジタル社会形成基本法の24条、25条への取組はどのように進めているか。また、デジタル弱者と言われる人たちへの対策はという御質問でございます。

デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、情報の活用に必要な能力における格差が生じないように、教育及び学習を振興するために必要な措置が講じられなければならないとされております。

本町では、令和7年度から開庁時間以外も証明書等を取得できる便利なコンビニ交付サービスを予定しております。そのため、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付に不安がある方には、役場においてもコンビニ交付を練習できる環境を準備して、どなたでもサービスを受けられるようにいたしたいと考えております。

デジタル社会形成基本法25条については、上記の教育を担う人材を育成するための措置を講じることとしております。本町においても、デジタル人材は不足しておりますの

で、資格取得に対する助成や研修のあっせんにより職員のデジタルリテラシーの向上を目指してまいります。

また、第24条、教育及び学習の振興の取組につきましては、デジタル弱者と言われる方々への対応として、宮城県の事業でスマホ教室を開催しております。スマホ教室の内容は、スマートフォンの使い方や県が推進するデジタル身分証アプリ、ポケットサインの使い方について学ぶことができますので、令和7年度は色麻町内で開催できるよう、県に申請してまいります。

今後も引き続き、町民一人一人がデジタル社会の恩恵を享受できるように努めてまいります。

以上です。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） ありがとうございます。3つまとめてありがとうございます。

7分か。どこでも金融機関の利用って、やはり、言われてみれば、入金したり出金したりはできないんですよね、やっぱりね。言われてみればね。ただ口座開設したり何かそういうのに使えるって言われれば、なるほどなと思ったんですけれども。そうだなという思い、⑤については納得しました。

⑥番なんですけど、資料を見ますと設置義務のあるところ、医療機関、それから今言った金融機関もそうですね。それに官公庁はもちろん、自治体含めてね。それから、大規模な商業施設、そういうところでも設置しなさいよという義務があるんだそうですけれども、その中で今現在、町の中ではどこにあるんでしょうか。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

役場の中にはですね、カードリーダーというものにつきましては設置されております。

以上でございます。（「町のどこにあるか」の声あり）

すいません。町の中ということでございます。すいません。町内であれば、加美病院ですね、あと薬局とかにも設置されているということでございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 基本的に登録する機械は町民生活課にありますよね。登録する機械はね。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 登録する機械というか、更新する機械につきましては町民生活課のほうでございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 登録する機械はないの。

○議長（天野秀実君） 町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 先ほど申し上げました更新する機械と、あとタブレット

というのですかね。マイナンバーカード、申請するためのタブレットはございますけれども、それにつきましては、先月の28日でちょっと終了してしまったということがございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 何だかよく分かんないんだけど。

要するに、町長ね、町長に聞きます。要するに、町民の皆さんがマイナンバーカードを使って何かをしようとしたときに、利便性を高めるためにこういう制度に切り替えるわけだ、国では。混乱があるのは承知だけど。

そういう中で、例えば公民館。公民館に行ったときにも、何か手続きしようとしたときにそういう手続きする機械がないと、わざわざここに来ないんだと思う。農業委員会で何かの手続きをしようとしたときに、税務会計課で何か手続きしようとしたときに機械のあるところに行かなくないんだと思う。保健福祉課でも同じ。総務課でも必要な何かあるかもしれない。そのときに手続きをする機械がある場所に行かないと手続きできないのでは、町民の皆さんは全然利便性、感じられないと思うのね。だから、必要などには設置すべきでないのかなという思いがあるんですけども、そういう必要などに設置しようという考えはあるかどうか、町長は。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えします。

今現在ですね、マイナンバーカードを使って申請するという手続は、今、役場の中ではありませんので、そこに行って一々マイナンバー、持っていかないと手続できないということはありません。

それで、今後ですね、DXの推進に向けて書かない窓口というものを、今後設置したいというふうに考えておりました、当初は町民生活課に1台置いて、証明書等の発行をそこでやりたいというふうに思ってますけども、あと、DXが進んでいってもっともっと拡大するようになりまして、逆にですね、その町民生活課の窓口で福祉課の手続だったり、税務課の手続だったり、福祉、いろんな手続を逆にその1か所でできるように、マイナンバーカードを使ってその1か所でできるように行く行くはしたいというふうに考えておりました、それを今後、今から順次、進めていきたいということで、今、準備をしているところでございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） デジタルトランスフォーメーションだか何だかっていうのをこれからやろうという話は分かったんです。

だから、それを踏まえて、わざわざ町民生活課に来なくても、福祉課でも公民館でも、そういう同じ役場関係の施設、色麻では何か所かに点在するわけだ。そういうところに、または、1階から2階に上がってまた1階に下りてきて手続するとかって、そういうことのないように今後はする気ありますかということなの。やろうというのであれば、た

だ、課長の答弁は、町民生活課で全てできるようにしたいと思いますという言い方したから、だからちょっと引っかかったの。逆のパターンもいっぱいあるっていうことなの。だから、必要なところに必要な手続をそこでできるようにするか、できますかっていう、そういうことを聞いてんの。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） はい。それも含めて検討していきますし、今、スマホを使ってオンライン申請というのもできます。

すいません。ブザー、なりましたけども、答弁、途中でした。

今ですね、DX推進に向けてですね、スマートフォンでもあらかじめオンライン申請とかして、あらかじめいろんな各課に在宅で申請して、あとはもう受け取りにいけばいいような、そういうふうなふうに住民サービスの向上に、今後、努めていくように今から準備していきたいというふうに考えております。

○議長（天野秀実君） 以上で、1番工藤昭憲議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後4時55分 延会

---